

第百五十一回国会
衆議院
經濟産業委員会
會議録 第九号

平成十三年四月十日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長 山本 有二君

理事 青山 丘君 理事 岸田 文雄君

理事 新藤 義孝君 理事 馳 浩君

理事 田中 慶秋君 理事 中山 義活君

理事 久保 哲司君 理事 達増 拓也君

理事 伊藤 達也君 理事 石原 伸晃君

小此木八郎君 梶山 弘志君

高木 毅君 中馬 弘毅君

中野 清君 林 義郎君

松野 博一君 松宮 勲君

茂木 敏充君 保岡 興治君

山口 泰明君 北橋 健治君

後藤 斎君 鈴木 康友君

津川 祥吾君 中津川 博郷君

松本 龍君 水島 広子君

山内 功君 山田 敏雅君

赤羽 一嘉君 石井 啓一君

土田 龍司君 大森 猛君

塩川 鉄也君 大島 令子君

西川太一郎君 宇田川 芳雄君

経済産業大臣政務官 西川太一郎君

参考人 (慶應義塾大学名誉教授) 深海 博明君

参考人 (東京大学社会科学研究所教授) 橋川 武郎君

参考人 (読売新聞社新聞監査委員) 新井 光雄君

参考人 (読売新聞社新聞監査委員) 阿部 敬一郎君

参考人 (読売新聞社新聞監査委員) 阿部 敬一郎君

参考人 (読売新聞社新聞監査委員) 阿部 敬一郎君

参考人 (読売新聞社新聞監査委員) 阿部 敬一郎君

参考人 (読売新聞社新聞監査委員) 阿部 敬一郎君

委員の異動

第一類第九号 経済産業委員会議録第九号 平成十三年四月十日

四月十日

辞任

後藤 茂之君

肥田美代子君

同日

辞任

津川 祥吾君

水島 広子君

補欠選任

津川 祥吾君

水島 広子君

補欠選任

後藤 茂之君

肥田美代子君

四月十日

家電リサイクル法に関する意見書(石川県加賀市議会)(第一六七二号)

家電リサイクル法に関する意見書(石川県寺井町議会)(第一六七三号)

家電リサイクル法に関する意見書(京都市議会)(第一六七四号)

規制緩和に関する意見書(静岡市議会)(第一六七五号)

自然エネルギー発電促進法の早期制定に関する意見書(宮城県議会)(第一六七六号)

自然エネルギー発電促進法の早期制定に関する意見書(岡山県瀬戸町議会)(第一六七七号)

著作物の再販売価格維持制度廃止反対に関する意見書(青森県五所川原市議会)(第一六七八号)

日本自転車振興会に対する交付金制度の見直しに関する意見書(東京都市収益事業組合議会)(第一六七九号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五号)

○山本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。

本日は、参考人として慶應義塾大学名誉教授深井博明君、東京大学社会科学研究所教授橋川武郎君、読売新聞社新聞監査委員会幹事兼解説部新井光雄君、石油連盟会長岡部敬一郎君、以上四名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、御多用のところ本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を述べいただきたいと存じます。

次に、議事の順序について申し上げます。

まず、参考人各位からお一人十五分以内で御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑にお答え願いたいと存じます。

なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人から委員に対して質疑することはできないことになっておりますので、御了承願います。

それでは、まず深海参考人をお願いいたします。

○深海参考人 おはようございます。深海でございます。

皆様のお手元に発言の骨子というのが配られていると思いますので、この線に沿って十五分以内で私の基本的な考え方を申し上げたいと思っております。

前置きに書いてございますように、私、国際経済学とそれから資源、エネルギー、環境経済学

等々をやっておりますので、そういった立場と、それから経済産業省資源エネルギー庁の石油審議会、現在は石油分科会でございますけれども、そういう小委員会の委員長をしておりますので、報告書が出たものについては具体的に御話しすることができましても、現在論議しておりますことについては、したがって、きょう私がここで申し上げるのは私個人の発言、意見であるというふうに受け取っていただきたいと思います。

きょう私は皆様方に、今回の法案あるいは法改正案の大きな背景といいますか、なぜそうなったのだろうかというのを私なりに考え、そして法案を私なりに評価してみたい、こういうふうな思っているわけでございます。

骨子を見ていただきますと、大きく分けまして、Ⅰとして、エネルギー政策全般の中でこの法案を位置づけ考える、Ⅱは、やはり石油備蓄でございますから、石油及び天然ガスと申しますか、そういった政策に立ち入った形で説明をしてみたいと思っております。

そこで、早速本論に入らせていただきます。思うのですが、まず、エネルギー政策全般、最近の展開から見ても、なにかということでございます。結局、結論としては、個別的にそれぞれの案を見るときよりは、総合的に把握しアプローチしていくことが必要ではないだろうかということでございます。

具体的には、Ⅰでございますけれども、いわばエネルギー政策の基本目標というのが非常に多様化してきているということが重要ではないかというふうに思っております。

そこにも書いてございますように、これは総合資源エネルギー調査会の総合部会を中心に、今エネルギーの政策の大きな検討あるいは需給見直しをしているわけでございますが、そこに書かれて

いる内容をここに引用しているわけでございます。

目標といたしまして、ここでは三つのものが挙げられているわけでございます。環境保全や効率化の要請に対応しつつというわけでございますから、いわば環境保全それから効率化の問題、そしてエネルギーの安定供給を実現するというわけでございます。従来はエネルギーの安定供給ということがメインであったわけですが、三つの目標の同時的な達成を図るというのが現在の基本目標となつていくこととございます。この点が非常に重要であり、本法案を評価する場合の基礎になるのではないかと、私には思っております。

皆様方も周知のように、一九九二年の、いわゆるリオ会議と申しますか、国連の環境開発会議、UNCEDでございますけれども、それを受けて当時の通商産業省を中心に設定しました目標は、そこに書いてございますように、三つのEの同時的な達成ということとございます。経済成長、発展の経済のEと、環境保全の環境のEと、エネルギー需給安定あるいはエネルギーセキュリティの確保のEという三つのEを同時に達成しよう。それをもっと具体的に書いたものが、現在のエネルギー政策の基本的な再検討のベースに置かれております環境保全、効率化、エネルギーの安定供給という三つではないかというふうに思っているわけでございます。

もっと根源的な話をしようと思いましたが、時間もございませんで、それを総括すると、持続可能な発展のためのエネルギーといったようなものが大ざっぱに申しますと基本目標だというふうに思えるわけでございます。

ただし、2に書いてございますように、現在のエネルギー政策の中心といたしましては、エネルギーコストの低減ないしは高コスト構造の是正を図るといふような意味で、規制緩和や自由化、そして市場メカニズムを活用する形で経済効率性を需給両面にわたって達成しようということではない

いかと思われるわけでございます。ですから、政策の基本としては、規制緩和、自由化というのが政策の中心だというふうに言われているわけでございます。

この背景はどこにあるかということを考えてみますと、やはりバブル崩壊後、皆様御存じのように、日本の経済的なパフォーマンスというのは、先進国である世界で今までは最良のパフォーマンスであったものが、先進国の中でも、成長率その他から見れば最悪のパフォーマンスになっている。したがって、日本経済の再生、再活性化を図るという目的で、2のいわば自由化、規制緩和に中心が置かれているのは当然のことだというふうに考えられるわけでございます。

しかし、自由化、規制緩和が進んでまいりますと、先ほど1で述べました、例えば経済の効率化を達成するということは、必ずしも安定供給の確保あるいはエネルギーセキュリティと結びつく、あるいは両方が達成されるというのではなく、その目標間に、あちらを立てればこちらが立たずという関係が生ずる可能性が強くなってきているわけでございます。

したがって、そういう面から考えてみますと、自由化、規制緩和を推進し、いわゆる効率化を図るといふだけではいけません、そういうエネルギーセキュリティに関する目標について、マイナス面が出ることを是正するというような意図の一環として、今回の法案改正というのが、これがすべてで、エネルギーセキュリティの達成だけでいいというわけでは決まっておりますけれども、そういうことがなされているのは、まさにこういう点ではないかというふうに思うわけでございます。

したがって、総合的に我々が日本のエネルギー政策、国のエネルギー政策を判断した場合に、一方だけが強調されますと、他方がむしろうまくいかなくなるというように意味で、某新聞のコメントによれば、政策自体が精神分裂症のあるいはない物ねだりだというように批判がされているわけですが、こういうものがある意味では解消するその手だてとして今回の法改正も考えられているのではないかと、私には思うわけでございます。

多くの論者ですと、自由化や規制緩和のマイナスの側面が、例えばカリフォルニアの電力問題で今起こっているわけでありまして、そうなる、自由化自体あるいは規制緩和自体に対する根本的な疑問提起というふうな形になりがちでございます。

最後に、誤解を避けるために5のところを見ていただきたいと思います。我々に必要なことは、総合的に判断、評価していくことだ。この自由化、規制緩和ということと、結果として、これは今なくなってしまうけれども経済企画庁の昨年一月の試算によれば、価格低下によるメリットは利用者にとって一兆四千億円のメリットがあった、こう言われているわけですから、このメリットは非常に大きい。しかし、同時にマイナスの面があるので、それをできるだけ相殺し、あるいは対応していく、こういう取り組みが現段階では必要ではないかというものが、私がこのエネルギー政策あるいは今回の法案の改正に対して持っている基本的なスタンスでございます。

これでは余りに総論的でありますので、次に、後半部分のIIの「石油・天然ガス政策について」に移りたいと思うわけでございます。

石油政策に関して、まず大きな状況変化があるということであるといたしますと、石油審議会の開発部会の基本政策小委員会でもそういう方向が明示されているわけですが、今までは石油中心であったものが、天然ガスも同じように重視して対応策を考えていくということが一つの方向として出されているわけでございます。石油代替という意味で、化石燃料内の転換あるいは代替という面を含めて、石油と天然ガスが相伴ってエネルギーの安定供給に資するのではないかと。天然ガスの持つ特徴や優位性について皆様方に申し上げるまでもないとは思いますが、地球

環境保全というふうな意味での地球温暖化、その主要な原因でありますCO₂あるいは炭素含有量から見ましても天然ガスはすぐれておりますし、あるいは、中東だけに依存するというよりは、身近なサハリンとかあるいはアジアにもいろいろな供給源があり、供給が安定化し多様化している等々というふうな意味でこれを重視していくということになっていくわけでございます。

石油公団の問題もこの中に入っているわけでございます。その意味で、一つの大きな日本の政策方向というのは自主開発政策。この言葉については、実は国際的に自主開発という言葉を使いますと、外国に行つてこれを文字どおり訳しますと、国連で確立されている天然資源に対する恒久主権の決議を日本は侵害しているなんということが言われがちですけれども、いわゆるここでは自主開発政策ということで考えてみたいわけでございます。

自主開発政策につきましては、サウジアラビアの利権の延長問題がございまして、その結果として、自主開発政策についてのいわば疑問とかあるいは問題点が指摘されていることは確かではあるのですが、やはり大きな意味で考えるとすれば、個々のケースは置くとしまして、やはり日本が海外に出ていってそういう石油や天然ガスの開発を行うというこの意義は非常に大きいのではないかと。それが、エネルギーセキュリティあるいは供給の安定確保に通じるという面も重要ではございませうけれども、世界全体として、ちょっと理念的な話を申し上げて恐縮でございますけれども、ここにも書いてございませうように、原油やそれから天然ガスの開発に日本が積極的に参加して供給増大が生ずるということは、世界的な意味での供給増大につながり、日本の貢献になり、それが広い意味で回りめぐって日本のエネルギーが確保される、こういったことが重要ではないだろうか。

ただし、基本政策小委員会の報告書の中では、皆様御存じだとは思いますが、今までは自主開発について一日百二十万B.D.、バレル・パー

デーだとか、あるいは輸入の三割というような目標が掲げられていたのですが、これはいろいろな意味で誤解を招いたりマイナス効果を持つのではないかと、その重要さを考えながら、しかしまた、石油公団に關しましてはいろいろな問題が指摘されているわけでございまして、そういうものを正して、従来どおりの形ではなくて、また御質問いただければ詳しい説明はしたいと思うのですが、支援制度についても、重点期間、時間的な範囲を明確化して、変更、見直しを行うという方向が打ち出されているわけでございまして、時間が来ておりますので、最後に一、二分残された時間を使ってまとめを申し上げたいというふうに思うのです。

基本的に、石油政策について、一つはやはり日本が占めて開港に参加する等々で、いわゆる和製メジャーをつくるということとはなかなか難しいわけでございまして、ここに書いてございしますように、強靱な中核的な企業グループを育成する方向をこれから十年間を重点期間として考え直してみようかということでございます。

それから、石油公団につきましても、先ほどの一で述べましたエネルギー政策の基本的な方向に従いまして、安定供給のためにどんな案件でもみんなやるというのではなくて、資金の自己回転性や効率性、経済性を重視しながら、内部監査を強化するとか、あるいは財務会計処理の改善等々を行い、情報も開示して、ある意味では改組、改善を図りながら、しかし石油公団の役割を考えていくということでございます。

最後に結びとして申し上げたい点でございますが、今回の法律案で石油備蓄に關しまして議論が展開されているわけでございまして、ここで私が重要だと思ひますのは6の点ですね。いわば石油業法を改正して規制緩和あるいはそういうことをやる場合に、経済の安定性あるいはエネルギーセキュリティのために、的確な情報をつかみ、それを分析、処理していく体制が重要である

わけでございます。輸入業者の登録制であるとかそういう制度はまさにこの6にかなう側面を持つていないか。

それから、もう一つ、石油備蓄の利用についてでございますけれども、これは緊急事態におけるいわゆる戦略備蓄として使うということが中心でございまして、もう一つ、最近、石油市場が自由化して価格の変動、ボラティリティが増大しておりますので、その対応としてバッファーストックと申しますか、緩衝在庫としての利用も今後検討してはどうかというように感じを持っております。

以上述べましたように、エネルギー政策、石油、天然ガス政策に照らして、そういう大きな要請から見ますと、今回の法改正というのはおおむね必要かつ有効なものではないかというふうな判断、評価しております。

時間になりましたので、終わらせていただきます。(拍手)

〔委員長退席、新藤委員長代理着席〕
○新藤委員長代理 どうもありがとうございます。

次に、橋川参考人にお願ひいたします。

○橋川参考人 御紹介いただいた橋川です。参考人として、石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律案に関する意見を述べさせていただきます。

法律案そのものについての見解は最後に申し上げます。ここまでは、このような法律案が登壇するに至った背景について、少々詳しく掘り下げてみたいと思ひます。

石油産業に限らず、現在、日本のエネルギー産業をめぐるのは、規制緩和や自由化など、市場の活用が大きなテーマとなっております。市場を活用し、経済性を確保して、消費者の便益を高めることは、エネルギー産業においても極めて重要な課題であり、大きな方向性としてはぜひともそれを実現させる必要があります。しかし、エネルギー政策を論じるときには、単純に市場の活用による

経済性の重視だけでは済ますことのできない二つの問題があります。

第一は、エネルギー政策を考えるときには、経済性だけでなく、環境保全やエネルギーセキュリティも視野に入れないといけないという点です。別の言い方をすると、エコノミー、エンバイロメント、エネルギーセキュリティの三つのEを三位一体的に追求する必要があるということになります。

例えば発電事業では、現時点において、経済性を重視するのであれば海外炭火力の開発を優先的に進めるべきだということになるでしょうが、そればかりを推進すると、二酸化炭素の排出量が増大し、地球温暖化が進行して、環境保全上深刻な問題を引き起こしかねません。

また、自由化が進行する状況のもとで、日本の電力会社やガス会社が設備投資を抑制することは、経済性の観点から見れば合理的な行動であります。投資抑制が長期化すると、サハリンの天然ガスの活用という、日本のエネルギーセキュリティの向上にとって極めて重要な意味を持つ大きなチャンスを、みすみす逃すことにつながりかねません。

ただし、この三つのEの問題は、既に深海先生がお話しされましたので、ここではこれ以上立ち入りません。私自身がこの意見陳述で主として取り上げるのは、次の第二の問題です。

第二の問題は、市場の効能について語るときには、それを引き出すプレーヤーのあり方についても語る必要があるということです。プレーヤーの視点を欠いた市場万能論は、多くの場合、政府万能論と同じく乱れをもたらします。ナショナルセキュリティと直結するエネルギー産業においてこのような混乱が生じた場合には、それが及ぼす社会的ダメージは大きなものになります。

一例を挙げれば、同じアラビアン・ライト原油のアジア向けフォーミミラ価格が、欧米向けフォーミミラ価格に比べて一バレル当たり一・五ドルほど割高である、いわゆるアジア・プレミアム

の問題があります。

アジア・プレミアムが発生する一因は、欧米にはメジャーズを初めとして国際石油市場で活躍するプレーヤーが多数存在するのに対して、日本を含むアジアには有力なプレーヤーが余り存在しないという事情に求むることができま

確かに、アジア諸国の石油輸入面での中東依存度が近年高まっているのは事実ですが、一方で、中東産油国の石油輸出面でのアジア依存度も、一九八〇年の三四％から一九九九年の五七％へ急速に高まっていることを見落としてはなりません。相互依存的な状況にありながら、アジア・プレミアムという売り手市場の現実が生じるのは、アジア諸国の側に強力なバイイングパワーを発揮し、市場の効能を引き出すような有力なプレーヤーが十分に育っていないからにほかなりません。

この有力プレーヤーの不在という現実には、日本の場合、特に深刻です。アメリカの石油専門誌「PIW」は、毎年、世界の石油企業上位五十社のランキンングを発表していますが、昨年公表した一九九九年のランキンングを見ても、日本の石油会社は上位五十社の中に一社も含まれていません。

このランキンングに登場する石油企業は、一、アメリカ、イギリス、オランダに本社を置くメジャーズ、二、サウジアラビアやベネズエラなどの産油国におけるナショナル・フラッグ・オイル・カンパニー、三、フランス、イタリア、スペインなどの非産油国におけるナショナル・フラッグ・オイル・カンパニーの三つのタイプに分かれます。

つまり、メジャーズが本拠地を置かない多くの国々は、ナショナル・フラッグ・オイル・カンパニーという国際市場で活躍する強靱なプレーヤーを持つことによつて、基本的なエネルギーセキュリティを確保しているわけです。しかし、このような強靱なプレーヤーは、我が国には存在しません。国際的に見て、日本の石油産業が脆弱であることは否定しようがありません。日本の石油産業の脆弱性は、二つの点に端的に

あらわれています。

第一は、探鉱、採掘から成る上流部門と精製、販売から成る下流部門が分断されている点です。日本の代表的な石油会社は、事実上下流部門に特化しており、石油業界の国際的常識であるもうかる上流部門にはほとんど進出していません。これとは対照的に、外国の有力な石油企業の大半は、上流、下流の双方を事業対象とする垂直統合企業であり、一九九九年におけるメジャーズ五社の上流部門の収益は、下流部門の収益五十八億ドルの三・五倍に相当する二百二億ドルに達しました。日本の石油産業が上流と下流に分断される出発点となったのは敗戦直後の外資提携ですが、それを固定化したのははかならぬ石油業法でした。一九六二年に制定された石油業法は、下流の精製部門を重点的にコントロールする政策を採用することによって、上流部門と下流部門との分断を定着させたのです。

我が国の石油産業が持つ第二の弱点は、石油会社の過多性、多過ぎること、過小性、小さ過ぎることにあります。日本における石油産業の下流部門全体の規模は、メジャー一社分の規模にはほぼ匹敵し、上流部門全体の規模は、ヨーロッパ非産油国のナショナル・フラッグ・オイル・カンパニー一社分の規模にほぼ該当します。もし、我が国の石油産業の上流部門と下流部門がそれぞれ一社に統合されていたら、それらの企業規模は世界有数の水準に達していたことでしょう。しかし、上下流部門とも、そこに事業展開する企業数は多く、それらの規模は小さいのです。下流について見れば、一九九八年度末の時点で、日本の石油精製元売会社の数は二十九社に上りました。一方、上流についても、石油公社投融資プロジェクトの親会社、最大民間株主である企業とその他の石油公社出資会社との合計企業数は、一九九七年度末の時点で二十八社に達しました。要するに、上下流とも、欧米の一社分に相当する事業規模を我が国では約三十社で分け合っているのです。

このような石油政策の過多性と過小性が定着する上でも、政府の介入のあり方が大きな影響を与えたと考えられます。下流部門では、石油業法を運用するに当たって、日本政府は、精製業者のシェアを余り変動させないように留意しました。この事実上の現状維持方針によって競争による淘汰は進まず、結果的には護送船団的な状況が現出している、過多過小な企業群がそのまま残存することになりました。この護送船団的な状況は、上流部門でも生じました。石油公社による石油開発企業への投融資は、必ずしも戦略的重点を明確にして選択的に行われたわけではなく、探鉱による量の確保を最優先して、機会均等主義の原則に基づいて遂行されました。このため、小規模な石油開発企業が乱立する結果を招いたのです。

ここで忘れてならないことは、石油業法にしても石油公社にしても、もともとは日本の石油産業の脆弱性を克服するために導入されたものであるという点です。しかし、結果的には、石油業法にしろ石油公社にしろ、むしろ石油産業の弱さを固定化し、拡張する原因となってしまうました。そこでは、産業の弱さが政府の介入を生み、その政府の介入が一層の産業の弱さをもたらして、それがまた政府の追加的な介入を呼び起こすという悪循環、別の言い方をすれば、下向きのらせん階段、下方スパイラルが生じてしまったのです。現在の日本の石油政策に求められている最も重要な課題は、この下方スパイラルを断ち切ることにあります。

下方スパイラルを断ち切るために、我々は何をなすべきなのでしょう。残念ながら、政府の関与を直ちに全面的に停止するという単純な処方せんでは、問題は解決されません。なぜなら、もともと脆弱な日本の石油産業には、体質強化を進め国際競争力を獲得するために必要な経営革新能力が十分には備わっていないからです。現時点において、我が国の石油産業は、ある程度規制緩和が進みながら体質強化が進まないという、一種の閉塞状況から抜け出せないでいます。このような

閉塞状況を前向きに打開する活路は、進行中の規制緩和をやめることでもなし、ともかくも規制緩和をすればそれでよしという姿勢をとって、問題を自然解決にゆだねることもありません。前向きな活路を見出す上で大いに参考になるのは、フランス、イタリア、スペインなど、ヨーロッパ非産油国での経験です。これらの国々は、資金面での援助を含む政府の関与をある程度活用しながら、結果的には石油産業の経済的自立を達成し、国際市場で活躍するナショナル・フラッグ・オイル・カンパニーを育て上げました。

時間がたつてくると、経過は省略いたしますが、ヨーロッパ非産油国の経験は、次のような四つの教訓、つまり、一、政府による支援の存続期間を限定した上で、その期限が到来するまでの間、石油産業の体質を強化するために政府支援を活用することが有効であり、石油産業の経済的自立が達成された後には政府の介入自体を撤廃すべきである、二、上流部門においては、コアエリアを確保することを目指し、既に発見されている油田の買収も含めて、事業を戦略的に展開しなければならぬ、三、上流部門と下流部門の双方に事業展開する垂直統合企業の構築を目指すべきである、四、同時に、上流部門においても下流部門においても、石油企業の水平統合を進める必要があるという諸点の重要性を伝えています。

これらの教訓は、そのまま日本の石油産業の進むべき道を示していると思います。さきに申し上げた政府の介入と産業の脆弱性との下方スパイラルを断ち切るためには、政府の関与の期間を限定することが有効です。

例えば、石油公社を通じて、政府資金を十年間の期限つきで強力なエネルギー企業の出現につながるプロジェクトに重点的に投入するわけです。その対象には、当然、既発見油田の買収も含まれます。期限つきで戦略的な政府支援の結果、垂直統合や水平統合が進み、強靱なプレイヤーが日本にも誕生すれば、政府の介入はもはや必要なくなります。政府介入を期限つきで活用しながら、政

府介入そのものが不要となるように産業の体質を強化する、このような柔軟で現実的な発想こそ現在の日本の石油政策に強く求められているものなのです。

強靱な中核的企業グループの育成を目指す、最近打ち出された新しい石油開発政策は、基本的にこのような考えを踏まえたものだと思えます。また、今回の法律案もそのような流れに沿うものだと言えます。国際市場で活躍する強靱なプレイヤーが誕生するためには、石油企業の経営行動を制約してきた石油業法を廃止することが重要な前提条件となります。また、石油公社の業務として、既発見油田の資産買収に必要な資金を供給するための出資を追加することは、上流部門での戦略的な事業展開にとって必要不可欠な事柄です。さらに、石油備蓄義務の履行を強化することは、緊急時対応の基盤拡充を意味するだけでなく、石油消費国としてのバイキングパワーの強化や競争条件の公平化にもつながります。

これらの観点から、法律案に対する賛意を表明して、私の意見陳述を終わらせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○新藤委員長代理 どうもありがとうございます。

次に、新井参考人をお願いいたします。

○新井参考人 読売新聞の新井と申します。きょうはこういう機会を与えていただきまして、ありがとうございます。本来ですと向こう側の一番後ろに座って聞いている立場なんです、きょうは、三十年もこの問題に携わってきたということ、でここにお呼びいただいたのかということでお話をさせていただきます。

お二人の先生に非常に定量的な、定性的な、しっかりした枠組みの話を展開していただきましたので、私は、仕事柄からいいますと、やや感性的な面からいいますと、感覚的な面からのお話になってしまうかなという気がしますが、その点を御了承ください。そこで、ただいま二人の先生もお話をしていま

したけれども、現在のエネルギー問題の中で最も核になる部分は何かと私自身が考える点は、エネルギーというものをどこまで普通の商品と考えるか、あるいはどこまで政治的な複雑な商品であるかと考えるかということに尽きるのだと思います。

この考え方でいきますと、目下の情勢ですと、どちらかといいますと、構造改革とか規制緩和、自由化という大きな流れの中で、石油も限りなく普通の商品に近いんだというのが今の一般的な考え方の流れかと思っています。ですから、当然そういう流れの中では石油も普通の商品であって、法律によって業界を縛り、また商品の性格を縛るといふのはもう時代おくれということになったのかもしれません。

ただ、その中でも若干、残滓のような側面として安定供給は気になるところでありますから、石油の備蓄についてだけは、最終ラインといえますが、最低ラインといえますか、そういう面できちんとした対応をしておこうというのが今回の法律改正の趣旨だと思います。

石油業法につきましましては、御承知のとおり、昭和三十七年の成立以来、二回あるいは三回の石油危機をくり抜けてきまして、大きな枠組みで考えますと、それはそれなりにきちんとしてきつた面もなかったわけではないというふうに思いますが、ですが、逆に言いますと、この法律がある結果、経済産業省と石油業界の間にこの法律を仲立ちにするような形で何となくもたれ合いの関係ができしてしまっていて、そのもたれ合いの中で大きな構造改革が生まれるということの機会を失って今に至ってしまったのかなという感じがします。したがって、石油産業というものは日本にとつて極めて重要な産業であるわけですから、世界に伍するような産業に発展し得なかったというのはいっけに理由があったかとも思いますが、ある面ではこれは日本のエネルギー政策の大きな失敗と言っているようなことだったんだと思います。

もちろん事情はありまして、石油会社の中にも、外資系あり、民族系あり、あるいは役所の肝いりのような会社があったという時代もありまして、原油そのものを外国から輸入しなければならぬという特殊な事情がありまして、そう簡単ではなかったわけですから、やはり成功と言えりような状態には結びつかなかったということだと思えます。その結果、皮肉なことには、特石法の廃止というような形で石油業界の競争原理への促進がありまして、今、日本の石油産業、四グループほどにまとめられたというようにことになりましたけれども、これもあるいはこうして一連の自由化の動きの結果であって、それはそれで評価するべきものだと思います。

したがって、石油業法の廃止というのは、私としても、賛成せざるを得ない状況かなというふうに判断しております。

ただ、私、この問題で、基本的にはそれでいいんだけれども、最近気になりますことは、先ほど申し上げましたように、最近のエネルギー問題の議論の中で、規制緩和、自由化といった側面に話がちょっと傾斜し過ぎていて、いやしいかというものが最も気になる点です。確かに、価格が安くねば、それは消費者に還元されるということで歓迎されるべき事態でありまして、けれども、その反面、それによって日本のエネルギーの脆弱性が高まっているという側面が見えたとされてしまっているのではないかと、このが大変気になるところです。実例を挙げれば、昨年のヨーロッパやアジアで起きた石油ショックによる価格の暴騰というのは、日本のマスコミも多少は報道しておりましたが、けれども、その実態は見てみないとわからないところがあるということです。私自身は実はその現場に足を踏み入れていますので、何も言うことができないのですが、友人の朝日の記者によりまして、スタンダードやなんか車にずらつと並びまして、日本でそれが発生していればもう間違いなく、彼も石油危機のときに一緒にやった仲間なんです、間違いなく石油危機そのものであつて、

多分あの混乱が日本で起こればあの三倍か四倍ぐらいの形で大騒ぎになったろうというようなことを言っていました。こうしたものには本当は目にしななければいけないのですが、現地に行っていないのでわかりませんが、何となく多分、想像はできるかなという気がいたします。

日本の場合は辛うじて、円高があつたりとか石油の輸入の比重が低まつたというようなことで、ほとんど無風状態にあつたわけなんです、そういうことが起こり得るような状態が今回の業法の廃止の中に含意されているというぐらひはぜひ意識していただきたいなというふうに思います。

若干わかりやすい話で恐縮なんです、私、第一次石油危機当時、通産省の担当をしておりました、ここに岡部さんおられますので恐縮なんです、当時、通産省の幹部の方が石油業界は諸悪の根源という言葉を使いました。これには前提がありまして、石油業界の一部の中で、あの石油危機の混乱をつかまえて大もうけしてしまつたといううなことがなんでもうか、千載一遇という言葉がありまして、千載一遇のチャンス、要するにこの機会をとらえてもうけたいといううな話だったと思うのです。それで、石油業界は諸悪の根源といううな言葉がありまして、これが私の記憶にとどまつています。

しかし、これを最近の言葉に置き直しますと、多分全く逆の言葉になるんだらう。もうけるチャンスがあるときには千載一遇のチャンスを生かしてもうけなければ、経営者としてはそれこそ諸悪の根源の経営者ではないか、まるで言葉が逆転してしまつて、千載一遇のチャンスを生かして大金もうけをした方がいんではないかといううな時代に変わつてきてしまつていんではないかという感じがいたして、正直、いろいろと時代の変化を考えさせられます。

それから、公団に絡む話ですが、公団に絡む話はなかなか難しいところがあると思ひます。石油審議会、こちらの方もメンバーなんです、議論の過程で、精製の問題などの段階では、先

どの石油業法の廃止を含めまして、規制緩和、自由化ということではよく進しましたが、これに続いて、開発部会になりまして、今度開発の問題になりますと、公団の問題という大きな問題があります、これはどちらかというところ、議論の過程からいいますと、自由化あるいは規制緩和という方向から大きくそれる問題でありまして、結論的に言つてしまつて、石油公団をなくすのかどうかという根底の問題に至るといふふうに思ひます。

しかし、なくすというのは理論的には簡単な結論になるかと思ひますけれども、実際には、日本の石油産業全体を考えますと、簡単に開発の分野を切り捨てるのは大変難しいことだと思ひます。日本の石油開発部門の投資資金というのはいまメジャー一社の開発投資資金に満たないという状況であつて、もしここであつたりと石油公団の問題などにけりをつけますと、もうほとんど日本の石油産業というものは一貫産業としての成り立ちができなくなるような形ができ上がつてしまつたわけ、この問題にはかなり慎重に取り組むべきかなというふうに考えております。

その結果としまして、多少ともこの開発分野にも、競争原理としまして、効率性といひますか、そういうものを求めることとして、目標値を外すとか、公団に効率性を求めるといううなことが今回の結論だつたと思ひますけれども、現段階ではやはり私もこれが妥当な線かなという感じがいたします。

ただ一点、ぜひこういう場でお聞き願ひたいのは、深海先生も触れられておりましたけれども、アラビア石油の問題をどう考えるかというところが、私は開発の分野の問題では一番重要であり、かついろいろなことを我々に教えてくれるのではないかと、いふふうに考えています。この問題は、まだクウェートの権益の分野が残つていまして、詳細に触れることがいふことかどうかはわかりませんが、実際私自身が得ている情報でもわからないところが大変多いものですから、余り深く立ち入る

ことは避けたいとは思いますが、この問題を通過して考えますと、いろいろなことが浮かんでくる。

アラビア石油のサウジアラビアの権益の問題は、簡単に言ってしまうとサウジアラビアの要求が法外であったということであつたと思うんですが、しかし、本当に法外であつたのかどうかというのとはまた別の視点からも詳しく検討されるべきではないか。結論を出す段階では、大勢としては、アラビア石油も一民間企業であるので政府サイドとしてもできることは限られるというようなことであつたと思いますが、現にある油田をある意味で放棄したわけであつて、これからの開発を進めるに当たってはいろいろな問題を残したのではないか。私自身も当初は、これは経済合理性に従つてやむなしというふうに考えていましたけれども、やはりその後のいろいろな状況を聞きますと、この問題はちよつと今後の日本の開発問題にさまざまな影響を投げかけるのではないかとといううな気がいたします。

ある担当者の話によりますと、その人自身も自信がなくなつたんでしょう、十年後か二十年後になつて初めてその是非が問われることになるのかなというふうなことを言っていたそうですが、私自身も、果たしてあの事態が今後の日本の石油の問題に対してどういうふうに影響していくのか真剣に憂慮したいというふうな思ひをしております。最後になりますので、結論的なことを申し上げたいと思います。

三点あります。今の、エネルギーにかかわる議論は非常に複雑化していますか難しくなつてしまつて、どの視点も本場のエネルギー問題の視点なのかということがわからなくなりました。私が担当を始めたころは、三つばかりありました。もう古いのでちよつと笑われそうですけども、脱中東、脱石油、それに日の丸原油の確保、これは和製メジャーをつくるんだというふうなことなんではないか、こういうふうな非常に明確な目標がありました。何となく、この三つの尺度ではか

ていまして、日本の石油問題、エネルギー問題はわかるのかなというのがありましたけれども、今はちよつと問題が複雑になり過ぎまして、議論では自由化、規制緩和という方向にシフトしがちなものですから、論理先行型になりまして、非常に危ういという感じがいたします。ですから、議員の皆様方には、できれば明確な、きちんとしたエネルギーについての目標といたしますか、考え方の基盤になるようなものをぜひつくっていただきたいというふうな思ひをいたします。

二点目は、やはり日本のエネルギー自体の特殊性というものを十分に考慮してほしいということですね。G7という先進七カ国がありますけれども、海外と直接的にエネルギーでつながっていないのは日本だけあります。日本は、一次エネルギーの八割を海外に依存しているというやはり特別な状況です。カリフォルニア州で電力危機がありましたけれども、アメリカはメキシコとつながっていますし、カナダとつながっています。電気の点でもつながっている。ほかの国も、ヨーロッパの国はもちろん言うまでもありません。その点の状況というものをよく踏まえた議論をしてほしいということですね。

それからもう一つ、これは現場の話をよく聞いてほしいということです。現場の状況をよく見てほしいということですね。私自身も新聞記者ですし、どちらかというと現場から離れて言葉だけの議論になりがちなんです。現場を見ますとそこにはいろいろな状況があります。そこからくみ上げてくる状況と一方である理論とがぶつかり合うというふうなことをしませんが、非常に最近では議論、理論が先行しがちな状況が多過ぎるのではないかとこの感じがします。例えば、東海村で臨界事故が起きましたけれども、あれは本社と現場の間にも疎通がなかったのではないかと、あるいは電力業界がそこまで目を通すことができなかったのではないかとこの感じがいたします。したがって、現場からの問題をぜひくみ上げるような議論

を展開していただきたいと思ひます。以上、簡単ですが、お願いを含めまして私の意見とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

〔新藤委員長代理退席、委員長着席〕

○山本委員長 どうもありがとうございます。次に、岡部参考人にお願ひいたします。

○岡部参考人 ただいま御紹介いただきました。石油連盟会長、コスモ石油の岡部でございます。本日は、法案審議に際しまして、参考人という立場で石油業界の立場から意見を述べさせていただきます。ことに關して、非常に感謝を申し上げます。

まず、今回の法律改正に關してでございますけれども、全般論といたしまして、石油業界といたしましては、規制緩和、自由化の大きな流れの中で避けがたいものと受けとめておるところでございます。

既に先行いたしました行政指導が段階的に撤廃され、そして、後でちよつと述べます一部法律の廃止、さらには運用面での弾力化を通じて、現実的には、現在、業法廃止の方向で動いておるところでございます。今回それに加えて、当然のことながら、石油は経済の血液である、社会的性格であるという視点に立つての石油製品の戦略的性格というものを踏まえまして、緊急時の対応としての法整備、公団法あるいは備蓄法の改正、充実、そういう問題として受けとめておるところでございます。

実は、先ほど言いましたように、今回業法が廃止になるわけでございますが、我々としては、何らかの形で、内容は変わつても、業法という形があることがやはり石油業界の、エネルギーの大宗をなす我々としてのステータスのような感じがいたします。たすわけでございますが、業法の廃止は寂しい気はいたします。

基本的には、この業法というものは、昭和三十一年に、戦後の配給制から、貿易自由化、為替自由化という流れを踏まえまして、やはり石油が特

性のある産業であるという視点にかんがみて、石油の国内市場の一定割合を国の支配下に置く、そして石油の低廉かつ安定供給をすることが国の責務である、そういう視点で立法措置をとることによつて、国民経済の向上、国民経済の発展、国民生活の向上を目指す、そういうことでできた法律でございます。

その中身の主体は、供給計画を策定する、石油精製業及び設備の許可制、標準価格の設定、生産、輸入計画の届け出及びその輸入に關しての届け出による許可ということとでスタートしたわけでございます。

基本的な問題として、消費地精製、現在では方式と呼んでおりますけれども、当時は一つの主義として、いわゆる消費地に非常に近いところまで原油を運んできて、そこでタンクに入れながら効率的に生産するということが、エネルギーの効率性、安定性からも石油の利便性からもベストである、そういう考え方に立ちまして消費地精製主義というものを基本としたために、結果として、製品輸入に關しては事実上認められなかったわけでございます。

その後、リフアイナリーが中東にできまして、欧米からの一つのプレッシャーがございまして、日本も応分の輸入を促進すべし、そういうことでございまして、特定石油製品輸入暫定措置法というものが、昭和六十年、一九八五年にむしろ輸入の促進という形でできたわけでございますけれども、当時から結果として業界だけが輸入するという形で十年間の歩みがあつた。その後、完全な本格自由化の中で、促進としてスタートしたこの法律も、十年の流れの中ではむしろ全面的な輸入門戸開放ということからは障壁であるということと、くしくも皮肉な形でこれが葬り去られた、そういうことによつて今業界は本格的な自由化になつておるわけでございます。

したがって、先ほど申し上げましたように、業法上の供給計画を除いた運用面において実質的には既に弾力化しておるということ、今回、

備蓄法を改正すること、公団法も充実する
ということ、そういうことを踏まえ、我々
としては、市場原理に基づいた業界運営という
のを、敵に、冷徹に受けとめて、業界の
強靱な体力強化に努めていきたい、こういうふう
に考えておるわけでございます。

もちろん、石油ショックのときに、緊急二法と
いうことで国民生活安定緊急措置法と石油需給適
正化法という二つの緊急時対応としての法律もご
ざいますので、その運用と、今回の公団法、備蓄
法の改正によって、実質的には安定供給も踏まえ
た石油の運営というものがなされていくというこ
とにおいて、我々としてはこの法律の改正につい
ては敵に受けとめておるところでございます。

続いて、せっかくでございますので、ここで少
し石油の現状ないしは業界が当面する重要課題二
つについて簡単に申し上げたいと思います。

一つは、石油というものは連産品であるとい
うこと。石油ショックのときに原油が四倍になりま
した。そのときに、原油コストをどの製品にかけ
るかにについては、連産品でございますから、原油
からパラレルにあらゆる製品が出てくるというこ
とではガソリンにかけようが何にかけようが構わ
ないということ、そこで、行政の一つの方針とし
て、ガソリンが当時はぜいたく品であるというこ
とで、これにかけることによって、ガソリン独
歩高という、国際的に非常にひどい、日本特有
の価格体系ができて今日まで及んできたというこ
とでございます。現状では、特設法廃止後、海外
からいろいろな品物が入ってくることも含めて、
国際的な価格というところで、ガソリンも含めて
ラットな価格体系の中で、我々は、効率化、市場
形成に努めておるところでございます。

続きまして、これは中国でも、中国の新聞で私
は見たいところありますけれども、基本的にやはり
これは、一たん事あれば石油は戦略商品に変わる
というところについて、各国各様ではございま
すけれども、十分な認識の中でこの問題に対応して
おるところでございます。

ただ、当時、石油ショックのときは中東を一括
して火薬庫と考えておった状況からは、現状中東
和平の問題からくる分はございませうけれども、そ
れぞれの国々が特性を持ったエネルギー政策とい
うものを中東側としても考えておられますので、そ
れに対応した資源外交というものが必要であるとい
うこと、戦略商品としての石油ショックの経験
と考えるのではない対応が資源外交として必要で
ある、そういうことも考えておるところでございます。

それから、最近のOPECの再台頭とメジャー
の戦略という問題について私見を交えて簡単に申
し上げたいと思います。

一つは、OPECの再台頭ということござい
ます。

あのベネズエラの暴れん坊が加わり、サウジと
イランという巨大国が手を結び、十ドル割れに
よって財政的に危機に瀕した悪夢と、先物市場と
いうものが急激に動いていく怖さと、それから、
ある程度団結をしてやれば市場に対するインパ
クトが与えられるという彼らの経験則、こういう三
つの問題が加わりまして、彼らは恐らくこれから
増減産を繰り返しながら需給対応をしていくので
はないか、そういう意味において、現状、一呼吸
置いておる、小康状態ではございませうけれども、
なかなか読めない状況にございませう。

OPECについてはそういうことでございま
す、最近のメジャーの戦略ということとの関係が
ございませう。

レイモンドというエクソンの会長が言ってお
るわけでございます。我々は巨象のような巨大な企
業規模だけれども、現在は、世界における原油の
八〇%以上を国が占めておる、したがって、中国
が、インドが、国ごと、石油を開発という形でと
りに行く状況の中で、メジャーとしても、エクソ
ン・モービルの合併は、二千五百カ所のSSを、
下流における問題を犠牲にしてまで川上の戦略と
して合併しておるわけでございます。また、BP

アモコにアルコが加わることによって、これから
天然ガスの時代であるということで、ガスに対す
る戦略というところも含めて、アルコを取り込んで
BPアモコアルコグループというものができた。
そういうこともございまして、メジャーとしては
大きいけれども、中東の最近のOPECの大きさ
というものを考えれば我々は象に対するネズミか
もしれない、そんなことも言っておるわけござい
ます。

そういったOPECの再台頭と、それに関連し
たメジャーの戦略というものを私はそういうふう
に見ておるところでございます。

日本としてのこれからのセキユリティーの問題
でございますけれども、もちろん、緊急二法、備
蓄法の改正に加えて、公団法の改正による既
存油田への対応もございませう。ただ、残念なが
ら、現在、世界を見ましたときに、効率的な油田
がさらに増えつつあるとは思えませう。しかしな
がら、メジャーも含めて開発段階の会社がより効
率的な油田に資金を投下していこうとする過程
の中では、必ずやそこに我々なりに手に入れるもの
が出てくるかもしれない。あるいは、あくまでも
金額が大きいので、お互いに協調し合って金を出
して開発しようではないかということも出てくる
かもしれない。そういうことも含めて、既存油田
に対する今回の公団の対応というものは、私は歓
迎すべき問題であると思っております。

しかしながら、メジャーは今回、先ほど言った
ような戦略も含めて、二兆円の利益を、エクソ
ン・モービルについてはあり余るほどの利益を川上
で上げておる。十ドル原油で疲弊したOPEC
も、一息ついて財政上豊かになって、軍隊も含め
て給料を上げておる。そういうふうな状況の中
で、ひとり我々は川下だけの問題で苦しんでおる
わけでございます。今、自主開発原油はわずかに
一五%にしか達しない、それが日本の頭でござい
まして、我々は、頭もないような胴体以下の形で、
国内における必死の企業努力を続けておるという
状況でございます。この開発の問題に手を入れ

るためにはどうしても公団によるバックアップ体
制なかりせば、巨額の投資、それに関するリス
クの問題も考えますと、どうしようもないとい
うことでございます。

今、公団がいろいろ不良債権問題ということ
取りざたされておりますけれども、当時ドル融
資がなかった、円融資で三百円で融資をした、当時
エクソンですら百ドルを見込んだ状況の中で、四
十ドルから五十ドルという原油代をベースにす
れば必ずや収益が成り立つという、日本全体がの
ろしを上げたような開発熱によりましてスタート
したという問題がございませう。今日、その為替の
三
百円が約百二十円になって、借金が三倍になる、
あるいは原油代がなかなか上がらない、加えて、
税金という問題に金利がついていることからくる
債権の問題もございませう。今、そういう状況の中
で、開発会社は全体的に苦しんでおる。これを不
良債権と呼ぶのかどうかについてはわかりませ
んけれども、そういう経緯があった現在の開発会
社の苦しさであるということも付言しておきた
いと思ひます。

それから、エネルギーのベストミックスとい
うことでございます。

これからのセキユリティーの問題については、
石油ショック当時は、火薬庫である中東からい
かに逃げるか、あるいは、石油をいかに軽減する
かということがセキユリティーのすべてだったわ
けでございます。現状におきましては、少なくとも
も、環境問題も加えて、石油を大宗としながらも
エネルギー全体のバランスをどういうふうにか
考えるか、どこからどういう格好で油あるいはガ
スをとっていくかというふうなこと、新エネルギー
の開発をどうするか、そういうふうなことも含め
たエネルギーのベストミックスと、それから、先
ほど申し上げました中東に対しては、一国として
考えるのではなくて、それぞれの国特有の資源外
交をしていく、この二つが相まってこれからのエ
ネルギーのセキユリティーが図られていく、私は
そういうふうにお考えおるところでございます。

それから、最後になりましたけれども、当面の課題ということで、環境問題と石油税の問題について簡単に申し上げたいと思います。

環境問題につきましては、一つは、環境保全と公害問題に端を発する、工場運営におけるSO₂、NO_x等あるいは排水、要するにそういうものを含めた対応をやっていくということ。それから、ガソリン、軽油その他に関して硫黄分を取り除いていく、そういったような環境に優しい商品をつくっていくという二つの問題がございます。この問題につきましては、我々はここ十年間で約一兆五千億前後の投資をしながら世の中の皆様にこたえておるところでございます。

それからもう一つは、地球環境問題ということでございます。

これはグローバルな問題でございますけれども、二十一世紀は本当に地球環境問題をどのように考えていくかということが大きな問題でございます。我々は、経団連の指導によりまして自主行動計画によって、トータルとはいきませんけれども、というのは、やはりガソリンを使えばそれなりの製品を我々は供給しなければならぬ、しかし、その製造過程において、少なくとも省エネを含めて、自主行動計画によって単位当たりの炭酸ガスの発生を防いでいくということにおいて、一九九〇年比の自主行動計画における一〇％の削減については現状においてほぼ果たしつつあるという状況を付言しておきたいと思っております。

最後に、石油税の問題でございます。

石油税の問題については、まず巨額であるということ、消費税も含めて約六兆円になんとなす問題でございます。と同時に、多重・多段階であるということ。つまり、原油の段階に石炭対策でかける、次に石油税という形で、備蓄あるいは開港のための財源として取る、それからガソリンはガソリン税をかける、軽油には軽油税をかける、それも庫出税が引取税かというような形で、税の体系が地方税、国税と、税の性格も含めて違う。そういう問題も含めて多重・多段階である。

これに加えて、消費税導入のときに、少なくともタックス・オン・タックスということでもそこ不合理、不公正な問題も起こってきたということ。で、巨額、多重・多段階、不合理、不効率という形の税の問題を我々は冷徹に受け取りながらも苦しんでおるところでございます。

これからのいろいろな環境問題からくる税の問題も、財源面から、あるいは抑制効果から、あるいは国民一人一人の環境問題に対する意識高揚の問題を含めて浮揚してくるかと思っております。しかし、この問題に関しては、まずは現在のそうした巨額以下申し上げました税金の問題を見直しながら、そして新しい日本の税体系の中で環境税の問題を考えていくことが必要であるということをお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

○山本委員長 いろいろありがとうございました。以上で参考人の意見の開陳は終わりました。

○山本委員長 これより参考人に対する質疑を行います。

○梶山委員 自由民主党の梶山弘志でございます。

参考人の皆様、それぞれのお立場から貴重な御意見をお聞かせいただきまして、本日はどうもありがとうございます。

限られた時間ですので、早速質問に移らせていただきます。

それだけの御意見の中にも入っておりますが、改めてお聞きをいたします。

役目を終えた法律を総括するところから将来のエネルギー政策が生まれてくると思うのですが、今回の法改正で、昭和三十七年に強靱な民族系石油産業を育成する目的で制定されました保護主義的な色彩の強い石油業法が廃止となります。この法律の所期の目的は達成されなかったのではな

いかと私は思っておりますが、この点につきまして、先ほど新井参考人の方からははっきりとした御意見を拝聴いたしましたので、深海参考人、梶山参考人の御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○深海参考人 今御質問いただいた点でございますが、総合的かつ個別的と両方ありますので、評価はなかなか難しいと思うのですが、先ほど梶山参考人も明確に説明されましたように、意図した、いわば和製メジャーをつくるということとは客観的な事実としても残念ながら達成されていないというところでございます。梶山先生から今質問をされましたような意味でいえば、目的を十分果たしたとは言えないというのが率直な評価ではないかと思っております。

○梶山参考人 私も同意見であります。もともと無理があったと思います。つまり、上流と下流が一緒でないと強い会社はつくれないのに、下流に絞ったというところに問題があった。当時としては外資提携の形からいってしょうがなかった面はありますが、七〇年代に入りまして、メジャーズの力が落ちてきました。にもかかわらず、古い枠組みのままの法律が残ったというところに問題があったと思っております。

○梶山委員 今回の法改正も含め、最近の石油産業における規制緩和は、国際石油市場発達のなかで我が国石油産業が構造改革を進めて競争力を強化していくこと、そしてこれにより高コスト構造を是正することを期待して行われてきたものと理解しておりますが、残念ながら、十分な国際競争力を持つには至っていないように見受けられます。

一〇〇％石油を海外依存している我が国のエネルギー安全保障の観点から、このようなときに石油業法を廃止しても大丈夫なのか。また、今後石油政策を考えていく上で外資系そして民族系という概念は不要となったのか。この二点について、深海参考人、梶山参考人、新井参考人の御意見を拝聴したいと思います。

○深海参考人 今おっしゃいました点に関しまして、私の意見は、最初に全体的な位置づけで申し上げましたように、いわば多様な目的、ある意味では石油産業の効率化を図る、環境保全それから安定供給を図るというような意味で、まず効率化その他を図るというような意味で、あるいは梶山参考人が既に説明されましたように、今までのような下流パイラルといいますが、そういうものを打破するという意味で、あの業法を廃止するということの意味はあろう。

ただし、その場合に、では業法を廃止すれば問題が解けるのか、今の御質問の内容と関連してまいりますと、その一環として、セキユリティーの確保というような意味で備蓄法その他を考えているということでございますし、あるいは開発というように意味で考えるといいたしますと、公団の内容拡充あるいは変化させていくというように形でも、パッケージとして対応が行われているということも考えますと、私は、業法を廃止してもそれほど大きな影響はないのではないかとこのように考えております。

○梶山参考人 業法に関してはなくしても大丈夫だと思っております。その分備蓄法、公団法を強化することによって目標は達成されるのではないかと考えています。

外資系と民族系の区別ですが、この区別の意味はなくならないと思っております。現実には外国資本がかなりのパーセント入っている会社は、業績は悪くなかったにもかかわらず、経営形態が非常に変わってしまったというようなケースもあります。一方で、たまたま外資が撤退したことによってフリーハンドが整った会社もあります。そういう意味で、外資系、民族系という区別は意味を持つと思いますが、そのことが今までのような業法のフレームワークを必要とするという結論にはならないと思っております。

○新井参考人 大変重要で、かつ大きな問題かなというふうに思います。

安定供給の方ですが、大丈夫といえれば大丈夫な

んでしようし、だめといえだめかなというふう
に、ちょっとあいまいな答えになります。国際的
な枠組みはほとんど広がっているわけですので、
日本が経済的に発展して、自然と油が買えるんだ
というような市場が形成されるのであれば、その
場合は大丈夫なのであろう。だめな場合はどうか
といえ、そうでない場合はだめなのではなかろ
うかということです。

変な言い方ですが、今のところ、石油会社には
相当な、責任感覚といえますか、経営責任感覚が
あると思います。

先日いい話を聞きました。これはLPGの話な
んですが、LPGをあるところでちょっと余った
分を確保した、日本に持っていくのは当然なんだ
が、アメリカの方が高いので、アメリカの方に
持っていくてしまえばある程度の利益が出る、し
かし、やはり日本の方が大事なので日本の方に
持っていくという判断があったということ
を当事者から聞きました。

そういうぐあいに日本というものを中核にして
考えるというふうであればいいのでしようけれど
も、資本の論理からいけば、会社がもうか
るということであれば、そのLPGをアメリカの
方に持っていくてしまった方がいいわけでは、
そういうところの判断が揺れてくるということ
であれば、問題が起るといって側面もくはないの
かなと私は考えております。

○梶山委員 二十世紀が各種産業や科学技術発展
の世紀だとすると、二十一世紀は一度立ちどまっ
ても後世に残す地球環境というものを考えてい
かなければならない時代であると思っております。
先ほど岡部参考人の意見陳述の中にもありま
したが、石油業界の先を見た地球環境対策には敬
意を表する次第でございます。

環境そしてエネルギー安全保障という観点か
ら、エネルギー源の多様化ということが求められ
ておりますが、また、現実に国全体で模索をして
いるところでありますが、欧米のメジャーズの再
編の動きを見ましても、必ずしも石油に限らず、

天然ガスも経営の重点に位置づけるなど、いわば
総合エネルギー企業化を志向することにより、経
営基盤強化を図っているように見受けられます。

また、今回の法改正で石油公団業務に天然ガス
開発支援を加えたことは、国としても、石油業界
の上流、下流を含めた電力、ガス等のエネルギー
業界の再編を促して、総合エネルギー企業化を期
待しているのではないかと思いますが、石油業
界としては今後どのような経営戦略を進めていく
ことをお考えになっているのか、そして将来的に
我が国石油産業がどのような姿になっていくべき
とお考えになっているのか、岡部参考人に御所見
を伺いたいと思います。

○岡部参考人 先ほどちょっと申し上げましたけ
れども、特石法の廃止、輸入の自由化によりまし
て、経営手段の幅が広がった、輸入があれば当然
輸出もあるという考え方で、設備をうまく効
率的に使いながら、輸出入も考えていくという一
つの経営の視点がございます。

それから、かつてカルガリーで世界石油会議が
ありましたときに、石油会議でありながら天然ガ
スで沸いたわけでございます。それは、石油化学
も含めて、かなり石油から天然ガスに、クリーン
エネルギーとして代替していくという流れがある
ようでございます。日本の場合、石油化学のナフ
サの原料を簡単にガスにかえられるとも思えない
状況を考えますと、電力も含めた重油と、軽油と
天然ガス化していく、そういう状況の中で、軽油と
ころは受け持っていく、そうなりますと、原油が
一定でございますから、いかにその中から重いも
のをさらに軽いものに仕立て上げていくかとい
う、需給構造の変化に対応した設備投資を含めた
問題が非常に大事であるということ。

それから、軽油を含めて低硫黄化することに
よって、極力欧米以上の環境に優しい商品をつ
くっていく、そういう考え方が必要でございま
す。そういうことを考えていけばいくほど、販売
は別であっても、そこにいくまでの供給体制にお
いてはかなり設備投資も含めた効率化をしていく

必要があるということ、四つのグループが今で
きたわけでございます。マークはそれぞれ掲げて
おりますけれども、そこにいくまでの供給体制に
おいては、これからさらに深度化、高度化とい
う形で、組み合わせ既にできたわけでございま
すから、その中におけるいろいろな経営戦略的な対
応をしていくことになると思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、川上に関
しては、例えば、今サウジアラビアがこの九九年
に六十万バレルの大型油田を開発いたしました。
これは二千五百億でございます。それを簡単に二
年間で彼らは回収して、もうただのような形に
なっている。それが、先ほどレイモンドの言った
サウジの強さ、OPECの強さということになる
わけでございまして。そういう面からも、開発の問
題にはなかなか頭をつけない問題がございま
すけれども、これに関しても、やはり単独では難し
いということ、共同で対応していく必要もある
というように考えておるわけでございまして、
非常にこれからは選択の幅が広がった。

しかし、市場がベースである。その市場が、不
公正であったり投機的な市場の乱用であったり不
透明であったりしてはならない。そこに、市場の
見えざる手に対する見える手としての政府の役割
というものが、業法を別にしても、規制を別にし
てもあるということをお私には期待してい
たら、我々としての企業努力を続けていく、こう
いうふうな考えておるところでございます。

○梶山委員 次に、石油備蓄の件について質問を
させていただきます。

国家備蓄の概念として、直接的、物理的な供給
途絶を想定していることは当然ですけれども、国
際的な石油市場の動きを視野に置いた備蓄の活用
ということも重要であると考えております。先ほ
ど深海先生からもお話がありましたが、原油価格
が高騰したような場合、非産油国として消費国の
連携をとった上で、備蓄の放出をしてもいいの
はないかと思っております。

昨年九月にアメリカでも戦略石油備蓄の放出と

いうことがありましたけれども、我が国でこれ
を行う場合の問題点、障害等がありましたらお聞か
せ願いたいと思っております。深海参考人、橋川参
考人、新井参考人にお聞きをしたいと思います。

○深海参考人 今の御意見、私は基本的に賛成し
たいのです。

ただし、やはり備蓄の目的はエネルギーセキュ
リティ、そういう面で、今までは、備蓄した石
油というのは戦略備蓄であり、最後のよりどころ
として放出するという考え方があったわけでござ
います。ただ、最近、石油の市場化が進んでき
て、その市場メカニズムが活用されるというよう
な形で、非常に価格変動、ボラティリティが大
きいというような意味で、バッファーストック的
な意味での伸縮的な活用というのが行われたら
いいのではないかと今思うわけでございま
す。

この意味では、国家備蓄をそういう形で簡単に
使っていくのかどうかという問題があるのかとい
うふうに思いますので、今後、そういう方向も踏
まえて、改めて再検討というか詰めていくとい
う必要性があるのではないかと。基本的には、私はそ
の線が望ましいのではないかと考えております。

○橋川参考人 備蓄を戦略的に活用するという御
意見には賛成です。しかし、そのために備蓄制
度に対する透明性を高める必要があるわけで、同
じ業者で備蓄している会社としない会社がある
というふうな状況はよくないと思っております。

それから、もう一点つけ加えますと、アジアの
中の日本なわけでも、アジアの備蓄が弱いという問
題を日本としてもこれは気がつけていかなく
ればいけないのではないかと。これは、多分そう
いうふうになっていくのかなというふうに考える
わけですが、やはり深海先生も御指摘され
ていましたけれども、安易にこれを使うような状
態になりますと、大きな自由化とかそういう価格
変動が前提となる中に入っていくわけですので、
そういう基準づくりや何かというのはなかなか難

しいのではなからうかというふうに思います。基本的にはいいとしても、その辺のところの検討は十分必要かというふうに思います。

○梶山委員 今の橋川参考人のお答えの中にもあったのですけれども、これから石油需要が伸びていくアジア地域の石油備蓄体制の整備が我が国のエネルギー安全保障上極めて重要な意味を持つと考えておりますが、この点につきまして我が国としてどのような取り組み、貢献をすべきと考え、この点につきまして、同じくお三方の御所見を伺いたいと思います。

○深海参考人 総合資源エネルギー調査会総合部会のもとにエネルギーセキュリティーワーキンググループというのがございます。

今、日本は、IEAの加盟でそういう備蓄義務を負っておりますし、かなり多くの国家備蓄と民間備蓄を持っているわけでございます。OECDに加盟いたしました韓国というの、そのIEAに参加すればそういう義務がある、あるいは中国が備蓄を考え出しているというわけでございますが、橋川先生からも話がございましたように、アジア全体ではそういう形の備蓄に関する強化あるいは制度というのが必ずしも十分ではなく、これからやっていくという状況でございます。

ですから、そのような意味で、日本の国内で我が国が備蓄をどうするのかというのと同時に、そういうアジア地域の備蓄強化のノウハウであるとか、あるいはソフト面、ハード面を含めての協力というようなことをこれから真剣に考えていかなければならないのではないかと、この趣旨で、現在、エネルギーセキュリティーワーキンググループで最終的なまとめをしているところでございます。

○橋川参考人 備蓄に関しては余りつけ加えることはありませんが、備蓄だけではありませんで、そのほかにも、例えばアメリカとヨーロッパにある石油の市場がアジアには十分成立していない問題があります。先ほどのアジア・プレミアムの問題

ですが、それとか環境問題、特にCO₂も重要ですが、ローカルな、もともと日本ではクリアしたようなSO₂やNO₂の問題をアジアでどう解決していくのかというところでも、エネルギー問題で日本を含むアジアがもっと協力できる余地はたくさんあるのではないかと思います。

○新井参考人 これも非常に重要な問題だというふうに思います。石油ショックをばつと連想しますが、アジアにとっては石油ショックは、今回の湾岸戦争のときのショックが初めてのショックということだったようにです。

というのは、以前の第一次ショックのときには、まだまだアジアは石油の消費量が少なかったもので、今、一次ショックの方はショックでなくて、今回の事態に至って初めて、これは石油というものは大変なことだということになって、備蓄の問題も意識されたというふうに聞いております。石油公団なんかも、たしかセミナーなんかを開いて、何かノウハウ的なもので役立つことをというふうなことをおやりになつてきたように思います。

個人的に議論した過程でいいますと、例えば私自身は、アジアの国と共同で備蓄なんかも持っているかというふうなことをちょっと提案したこともあるのですが、実際になりますと、これは最後の手段なものですから、国の外に日本の備蓄を持つというふうなことが適切かどうかというふうな議論にもなりまして、なかなかこういう問題は難しい。

それと、手段的にはODAや何やらを使って何かできないかというところなんですけれども、なかなかアジアには余裕がないので、実際に今度また大きな危機が起こったときに、日本だけでは潤沢な石油があつて周辺諸国にそれが無いというアンバランスなんかあった場合には、正直、一体どういうことになるのかというふうなことも懸念材料になるかと思ひます。

○梶山委員 質問を終わります。ありがとうございました。

○山本委員長 参考人にお願ひしますが、時間の関係もありますので、答弁はできるだけ簡潔にお願いいたします。

松本龍君。

○松本(龍)委員 民主党の松本龍であります。きょうは、公私ともに大変御多忙の中、参考人の皆様には深い見識と貴重な提言をしていただき、ありがとうございました。民主党を代表して心から感謝を申し上げたいと思っております。

早速本題に入りますけれども、その前に、時代認識といえますか、そういうものをちょっとお伺いしたいと思ひます。今、新井参考人が、アジアにとつてのオイルショックは九〇年代以降だといふふうな言われました。私も、一九七三年、オイルショックがありましたけれども、実は目に見えないオイルショックというのがベルリンの壁の崩壊以来あつたのではないかと、このように思っております。

というのは、浅薄な歴史学者は、資本主義が勝つて社会主義は負けたんだというふうに言ひましたけれども、私、あのとき、マーケットがグローバル化する、つまり東側が西側に入つてくる、北に南が来る、つまり二十億、三十億の民が同じマーケットで、さまざまな混乱が起きてくる、これはすごいことだと思ひます。さらに、東アジア、南アジアの経済的な発展等々含めて今日まで来たわけですから、一國マーケット主義というか、一國市場主義はもう通用しなくなつてきた状況が今日露呈している。そういうときに日本はどうであつたかというところ、シェーマッパではありせんけれども、うたげの最後の名残を満喫して、そういうことに余り気がつかない。そのまま眠りから覚めて今日まで来たんだらうというふうに思っております。

深海参考人にお尋ねをいたします。せっかくの機会ですので、私、先生の書かれた文章を読んで非常に興味深く思ひます。石油

というのは大変質のいいエネルギーである、したがって質のいいエネルギーはある用途に限定して使ってノーブルユースをしていく、そしてさまざまなベスミックスを考えていかなければならぬ、この中長期的な戦略を考えていかなければならぬ、ということを読んだのですけれども、そのノーブルユースというところ、そして環境というものを考えたときに、これから、五十年先は大丈夫だと思ひますけれども、その間に準備をしなければならぬことに對して、何か御提言がありましたらお願いをしたいと思います。

○深海参考人 今話ございましたように、化石燃料、とりわけ石油というふうなものを将来大きくどう考えるかということでございます。エネルギーとして燃やしてしまつていいのか、そして原材料だとかその他にも使える石油をその他の用途にとつておくのかどうかということもござい

それから、天然ガスについても、実は天然ガスというのは非常に良質のエネルギーであるわけでありまして、先ほど話ございましたように、世代間の公平、持続可能性というふうなところを考へてみますと、今は石炭はみんな敬遠して、石油、天然ガスへシフトしているわけでござい、一番豊富なエネルギー源であり、C部分が多いことは確かではあるのですが、クリーンコールテクノロジみたいなものをできるだけ開発して、先ほど岡部参考人からも話ございましたように、ベスミックスのユース、そういうものが大変重要ではないか。

それで、ちょっと長くなって恐縮でございますが、私、今エネルギーの選択に関して重要だと思ひますのは、通常は、量と価格と質といひます、環境の面が問題になってくるのですが、時間という要素をもっと明確に組み込む必要性がある。

今の御質問に正確に答えるのであれば、これからは、再生可能エネルギーあるいは新エネルギーと言われるものを利用するということは重要なので

すが、それが現実に見えるようになるまでの時間がどれくらいかかるのか、あるいは経済性を達成するにはどうすべきか。そういう計画のもとに、時間的な中長期をも考慮して、化石燃料だけではなく、明確なエネルギーのベストミックス、そういう大きなプランを考えてやっていくというように、基本的なエネルギー政策になるのではないかと感じを持っております。

○松本龍委員 ノーブルユースというのはベストユースだというふうに私も思います。これからいろいろな貴重な提言をお願いしたいと思っています。

橋川参考人は、私と大体同じ世代ですね。先ほど来、上流、下流の話が出てまいりました。この委員会も、先般質疑があったのですけれども、このところの話が出てまいりました。

どうも今までの話を聞きますと、学校の遠足のような感じで、上流は危ないから余り行かない方がいいよ、下流は安全だからその辺で遊びなさい。機会均等とか言われましたけれども、おやつもみんな同じものを与えますよというところで脆弱化してきた。つまり、政府が介入する。脆弱化する。その脆弱化を立て直すためにまた介入をしていく。何かこの悪循環ですと来たというふうには先ほど言われましたけれども、今深海先生もおっしゃったように、スピードだと思っております。

私は、これからの政治にとっても経済にとっても大事なことはスピードだと思っておりますけれども、期間を限定してやるべきだというふうに言われました。私は全く同感でありますけれども、そのところをもっと深く掘り下げてお話をしたいだきたいと思っております。

それと同時に、岡部参考人にお聞きをしますけれども、深海参考人は強靱な企業を要する、橋川参考人もまさに強力なプレーヤーが要するということを言われました。そういう意味では、プレーヤーとしてこれからなすべきこともあわせて岡部参考人にお伺いしたいと思います。

まず、橋川参考人から。

○橋川参考人 例えば、日本の石油公団は一九六七年にできました。ドイツなどはそれより二年おくれてできたわけですから、ドイツの方は上流部門の自立を達成して政府の助成はなくなりませんでした。

なぜ違うかというと、目標が違っていたと思うのです。日本の場合には、一種、石油がないという強迫観念がトラウマのようにあって、ともかく量を確保するというところに目標があった。企業としての強さを育てるという観点が入ったのは、ごく最近のことだと思っております。

そういう意味で、目標をそこに置きかえて、スピードをとるために十年という期限をセッティングして石油開発政策を進めていくということが非常に重要なのではないかと思っています。その目標のセッティングがちょっと今までミスマッチだったのではないかと、いうふうに私は考えます。

○岡部参考人 先ほどおっしゃいました強靱ということでございましてけれども、特石法の廃止、業法の廃止によりまして海外から生産された品物が入ってくる。それも韓国なり東南アジア、とりわけシンガポールというところであって、アメリカとかあるいは中東から入ってくるわけではございせん。まず、アジアを踏まえた中でのリファイナリー関係の競争力を確立することによって輸入品に対して国内の品物を切り詰めていくというところが一点。

それから、もともと、国内における販売に関しては、流通も含めて、これは日本特有の問題でございまして。海外との競争というわけではございせんので、それは、それなりの需要家に対する収益の還元というふうなことも含めて、サービスも含めた効率的な販売をしていくということが流通も含めて大事なことであらう、そのように思っております。

○松本(龍)委員 橋川参考人がお書きになった松永安左エ門先生の本を私も読みましたけれども、電力が九電力になってこととしてちょうど五十年になるわけですね。政治家、経済界、役所あるいは消費者団体の反対を押し切って、本当に松永さんは今日の日本の礎を築いたというふうに思っております。そういう意味では、政府、また民間企業というところもありまされども、お互いに努力をしていかなければならないということを改めて感じております。

新井参考人にお伺いをしますけれども、最後の方に言われました現場の声をきくと聞いてほしい、くみ上げてほしいということ、三十年間ウオッチをされている新井参考人と我々のギャップがありまして、どういふことなのかということ、ちょっと掘り下げてお話をさせていただきたいと思っております。

○新井参考人 これは多分、いろいろ展開していきまして一冊の本が書けるぐらいに大変な話だと思いますが、一番実感を込めて申し上げることができると思っています。五年ほど前、新潟県の巻町で原子力発電の住民投票がありました。そのときに、私、やはり現場に行っていたんですが、非常に参考になることがありました。住民投票で原発反対が多かったわけですが、実を言いますと、その地域の電力を東北電力管内で最も使っている地域でして、取材しながら町の人たちに聞きまして、そのことを御存じですかと言いますと、知りませんと言ったんです。

そういうことで、現場に行きますとさまざまなものが見えてくるというのは、体験的に言いますとそういうことでして、頭の中でいろいろ議論していますとちょっと間違っちゃうこともあるんですが、現場に行きますとそういうことがよくわかるということです。ジェー・シー・オーの問題についても同じような感じで、もう少し現場に目を注ぐことが、間接的な形での責任としての電力会社や、むしろその本社そのものといったところでもそこを軽視するようなことがあったのではないかと、そういう考えがあるものですから、申し上げたわけですね。

○松本(龍)委員 時間がもうありませんので、端的に申し上げます。

先ほど、アジアにおける日本の役割ということ、それをそれぞれ言われました。また、天然ガスの重要性もそれぞれ言われました。アジアにおける公害先進国といいますが、NO_xやSO_xの問題、環境の問題があります。そういう意味で、アジアにおける日本の役割。それと一つ、天然ガス、中山理事は石油天然ガス公団にしろ、名前を変えしろということまで言うておるぐらいやはり重要性があると思うんですけれども、その辺も含めて、簡単に一方ずつ発言をお願いしたいと思います。

○深海参考人 今おっしゃったように、日本だけではなくてアジア全体あるいは東アジアを中心に考えていくということはすごく重要だということに思っております。

それで、きょうの質疑は、ちょっと別のところに触れて申しわけないのですが、エネルギーの供給側面、とりわけ石油、天然ガスというものに集中しているわけではございません。日本は、公害防止を含めてエネルギーの有効利用にも非常に進んだ面を持っておりますので、むしろ、環境、エネルギー、それから経済効率という三つの目標達成のためには有効利用、節約技術というものが大変重要ではないかと思っております。供給面もさることながら、そういった面も含めて広く日本の貢献を考えていくことができたらいのではないかと、いうのが私が特につけ加えたい点でございます。

○橋川参考人 サハリンの天然ガスの問題に絞ってお答えいたします。

私、サハリンの天然ガスはいわば日本にとっての北海油田に当たるような位置にあって、できればパイプラインでこれを日本で活用するのが非常に重要だと思っております。ただし、自由化が進み、最大の需要産業である電力やガスが設備投資を抑制するというのが私企業としてよくわかります。まさに政策の出番でありまして、それぞれのプレーヤーが合理的なことをやっていくんだけれども、合成すると結果として大きなチャンスを通してしまったということがないように、ぜひ国会議員の

皆さんの御活躍を期待しております。

○新井参考人 橋川先生と同様、天然ガスの問題はサハリンの天然ガスが日本に入ってくるかどうかということが、もっと広く考えて、多分現実的な緊急の問題としてはこれが最大の課題と言っているんだと思います。

ただ、よほど慎重にやらないといけない面もあるというように思います。イギリスにはダッシュ・フォー・ガスという言葉がありまして、ガスへの急傾斜が問題を起こしたというような面もありますので、その点は考慮しておくべきかなというふうに思います。

○岡部参考人 例えばEUにしましても、アメリカを中心としたNAFTAにいたしても、経済圏という形ではくりが回って、事エネルギーという点に関してはやはり各国各様の対応がどうしてもあるというのがエネルギー問題ではないかと思っております。

それだけに、我々としては、確かにアジアという点ではございますけれども、アジアに十分な統計が中国も含めて整備されていないということ、中国は大国で環境も含めて国ごとなかなか協調体制がとりにくいということを考えますと、まずはやはりアジアの中の核である我々がどのような形をとるかということから考えていかないと、アジアの小国はほとんど協調ということになりまして日本に対する技術、資金の依存型という格好になってくるということでは非常に難しい。

そんな中で、最近、通産省の方も積極的にやっていたらサウジとの間で産消対話が進展しております。昨年サウジにおいて、サウジは議長国でありまして、来年は日本において産消対話が行われるということでは、石油は今回は生産国が平和の中で価格の高騰という形のミニショックであったということを考えますと、彼らも十ドルでは困るけれども三十ドルでは高過ぎる、二十五ドル前後のところにかかっているかということにおいて消費国とのコンセンサスを得ながら対応していこうということにおける産消対話というこ

とがこれからのエネルギー問題として非常に大事であろう、そのように私は思っております。ございまして、来年度の日本が議長国としての産消対話に期待を持っておるところでございます。

○松本(龍)委員 それぞれ貴重な御意見をありがとうございます。心より感謝を申し上げて質問を終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 達増拓也君。

○達増委員 参考人の皆さんの意見陳述の順番に質問をさせていただきたいと思っております。

深海参考人 伺います。深海参考人の陳述の中で言及されました緩衝在庫についてですけれども、値段が高くなったときに在庫を取り崩して値段を下げるというのはこれはわかるんですけれども、その逆も念頭に置かれているのかどうか。例えば、値崩れが生じた場合にある程度在庫、備蓄の義務づけを高めることで値崩れを防ぐといったような、そういう価格の異常下落に対するバッファーということも念頭に置かれているのか、伺いたいと思っております。

○深海参考人 いわゆる緩衝在庫として備蓄を利用するという側面から申しますと、価格が高騰したときはこれを放出するというわけでございます。そして、価格が下がってまいりましたら放出したものをいわば補てんするという形。ですから、今おっしゃったような意味で、安くなるから支えようというよりは、どちらかといえば備蓄部分を補てんする、そういうことになろうかというふうに思っております。

石油に関してはそういう形の運用はやられておりません。戦時備蓄であるわけでございますが、他の資源についての話であります。レアメタルの場合、日本でも価格高騰があつてあるレアメタルについてそういう操作をした経験があるわけでございます。

そのような意味で考えてみますと、いわば備蓄というのはただではなくて、備蓄のコストというのがかかるわけでございますが、もしバッファーストックで高いときに放出し安いときに買うとい

うようなことになりまして、全部の備蓄費用が出てくるというわけではございませんけれども、備蓄費用のある部分をそういう操作によっていつも持つことができる、そういうメリットもあるのではないかとこのように思います。

ただし、誤解を避けるためにも一回だけ言っておきたいのですが、バッファーストックとして、適宜石油備蓄を利用するかどうかということについてはこれから議論すべきであらうと思っております。緩衝在庫として使うという意味からいいますと、そういう操作が行われ、またある種の収益が上がるということにもなるかと思っております。よろしくごさいますようか。

○達増委員 値段がどんどん下がっていくことは、消費者にとってはいい話なのでありますけれども、ただ、私は地元が岩手県なのでありますけれども、ガソリンスタンドをやっている皆さんに話を聞くと、やはり値崩れという言葉で表現しているわけでありまして。

橋川参考人に伺いたいですけれども、橋川参考人は、今の業界全体の様子について、規制緩和は進むけれども脆弱性というものが残って一種閉塞状態にあるというようにおっしゃっておいりました。地元でガソリンスタンドをやっている皆さんに聞くと、やはりそういう感じでありました。一種の兼業農家化といえますか、ガソリン、軽油を売ることでだけはもう経営が全然成り立たないような状態になっている。岩手の場合ですと、ガソリンと軽油を足して一SS当たり月に平均大体百キロリットル売れるのだそうであります。今はもう一リットルから十円ぐらいしか利益が上らないので、百キロリットル売っても百万円の収入、平均すると四、五人ぐらい働いてますから、もう人件費を出せるかどうか、光熱費とか設備とか考えますと、どうしてもいわれるパマジョップのような、家族だけで細々とやっていくしかないような、したがってかえって脆弱になっている、そういう混乱の中にあるという状況なのだと思います。

これが近々どのように解決されていくか、改善されていくか、結局淘汰という方向で進んでいくのか、それとももう少し別の何か、すみ分けのような工夫、構造の変化が起きてくるのか、その辺、今苦しんでいる皆さん、何かその先の見通しがあればいろいろ我慢できるかもしれないのですが、そういう今後の見通しのようなところ、特に下流の最も下流、消費者との接点のあたりについて伺いたいです。

○橋川参考人 私の認識では、淘汰はもうかなり進んでおりまして、ある意味で、今残っているSSは何かの競争力がまだあるところではないかというふうに思います。

そして、将来の問題なのですが、エネルギー政策の面から考えますと、実は、日本のガソリンスタンドがたぶん整っているというところは、逆に強みになる可能性がありまして、例えば天然ガスへの転換だとか燃料電池だとかというときに、日本の将来のエネルギーを支える貴重なインフラになる可能性があると思っております。

問題は、そういうふうになりまいが、いかにソフトランディングを行うことができるかという政策の組み方の問題だと思っております。

○達増委員 次は上流の方の話を伺いますけれども、新井参考人に伺いたいです。石油公団の問題であります。

石油公団をずっとウオッチされてこられて、いろいろな問題点なども見えてきていると思うのですが、強靱な石油業界、強靱な企業をつくるという場合、世界のメジャーやナショナル・フラッグ・カンパニーと対抗して、その開発、自主開発あるいは既存油田の買収、そういったことを戦略的にやっていく、今回の法改正でも、石油公団にそういう役割が期待されて、民間企業とともに戦略的にそういうことを進めていくことが期待されているわけでありまして、果たして、今の体質で石油公団が業界とともにそういう上流部分、上流がうまくいきえれば収益が非常に楽になるはずなのでありますけれども、その点いか

がでしようか。

○新井参考人 大変私は難しいというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、日本の開発費を全部合わせてもメジャー一社というような状況の中で一体どの程度ができるかというのを考えますと、ある程度限度が見えてくるわけでして、そこで大きな夢が開くような話というふうには簡単にはいかないのだからと思います。ただ、カスピ海の原油開発とか、アフリカにおける開発とか、いろいろ地域によって開発の余地のあるところも出てきておりますので、そういうところで何かうまくいくような話があるのかということを期待します。

ちょっとジャーナリストに申し上げますと、ぜひ成功例というものを本当につくってほしい、公団ありきでそれがうまくいったということがこれまでになかったというのが若干残念なところでございます。

○達増委員 では次に、岡部参考人に、業界の今後の見通しについて伺いたいと思います。

強靱な業界をつくっていく、強靱な企業を育てていくということでの規制緩和が進んで、今回の法改正にもなるのでありますけれども、今、四グループ体制、特にコスモ石油さんは日石三菱さんと提携して業界シェア四割ということで、そういう大きな力も業界の中に出てきている。これが今後、国際的な競争の中で、強靱に上流の方でも下流の方でもやっていけるように、さらなる業界の再編のようなことが進んでいくのか、あるいは、それぞれのグループがまた独自に力をつけていくのか、その辺の見通しについて伺いたいと思います。

また同時に、なかなかそう簡単にいかないというところであれば、どういうことが課題になっているのか。見通しと課題について伺いたいと思います。

○岡部参考人 アメリカの場合は、合併がありまして、ブランド力というものが非常に強くて、

それぞれブランド力を大切にした商売が続いている状況であります。日本の場合は、日石三菱は合併でございましたけれども、基本的にはマークを掲げながら、物流までの、原油調達、それから、備蓄をして、生産をして、流通をして、消費者の皆さんに行く直前までのところ、ここまでの問題について、いかに競争力を持つかということが国内における問題として考えているところでございます。

ただし、そこに行くまでの、精製段階においては、先ほど申し上げましたけれども、製品輸入をするアジアにおけるシンガポール、韓国をにらんだ中で、精製コストに関しては、外形的に考えたら、人数も含めて基本的にはそんなに差はないと思うのですけれども、人件費高とか環境問題に対するコスト、そういういろいろなことを含めてどうしても劣る部分がございます。その辺のところをどうなるかこれから切り詰めていくかを考えていくということでございます。

ただ、先ほど御指摘がございました日石三菱、当社とのグループも含めて、現在四つのコアな供給グループというものができたということでは、まず、供給体制に関しては、これからは環境問題も含めて共同投資その他いろいろな形で、さらに今の単なる提携から少しでも進んでいくことが、要するに競争力をさらに強めることになる、そんなふうな認識を持ってお互いに健闘し合っているところでございます。

○達増委員 それでは次は、橋川参考人にもう一度質問したいと思います。今の岡部参考人への質問の続きであります。

そのように大分統合再編も進んできているのですが、橋川参考人は、やはりメジャーやナショナル・フラッグ・カンパニーに対抗するには、日本も一つに企業グループが統合していくぐらいの再編が必要というふうに考えておられるのでしょうか。

○橋川参考人 必ずしも一つではないですが、少なくとも少ない方がいいということになると思いま

す。

一つだけつけ加えますが、その場合、例えば石油の上流と下流という組み合わせだけではなく、石油の上流とあるいは電力、ガスというような総合エネルギー的な展開も、特に天然ガスの問題を軸にしてあり得るのではないかとこのように思います。

○達増委員 それでは最後に、深海参考人に、これは環境問題について伺いたいと思います。

やはり、三つのEの連立方程式でやっていく場合、それぞれに手段が伴えば、三つの目的に三つの手段で、経済学ではポリシーミックスが成り立つような格好になるのですが、環境面で合理的な選択に持っていくには、結局、経済性でいけばやはりガソリンが安くして簡単ですから、ガソリン、石油がどうしても使われてしまうのでしょうけれども、やはりそこは税制によってコストを高めていくというような微調整が政策としてなっていくのか、あるいは直接規制、CO₂排出量規制のような数量規制の形になるのか。全体のポリシーミックスの中で、環境の部分についてどういう政策が妥当なのか、伺いたいと思います。

○深海参考人 今の御質問に関して、立場によっていろいろあるかと思うのですが、基本的に三Eで、しかもいわゆる経済発展とかあるいは効率性を追求する、そして市場へのゆがみが存在しないように考えるというようなことであるというように、やはり炭素税とか環境税というような経済的な措置によるものが望ましいというのが、私もが研究しております経済学からも出てくるところであります。

最終的には、いろいろな業界の方々、あるいはそれによって決まるとは思うのですが、筋を通して考えるということであれば、やはり環境問題というものは外部不経済というところでございまして、その内部化を図る。しかも、規制措置ではなくて、いわゆる経済的な措置。その場合に最も我々がいいと考えておりますのは、何らかの課徴金とか税とかいうようなものになるのではないかと

というふうに思っております。それは簡単に達成できる、あるいは皆さんの合意がなければ実現できないわけではあります、今の御質問を正面切ってとらえるとしたら、どちらかといえば、経済的な措置によりそういう外部不経済性を内部化する意味で、税による対応というのが最も望ましいというふうに私は考えております。

以上です。

○達増委員 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○山本委員長 大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。きょうは、四人の参考人の皆さんには、御出席をいただきありがとうございます。

最初に、深海参考人、新井参考人にお聞きをしたいのですが、今回の石油業法の廃止は、一言でいえば需給調整を市場メカニズムに任せるといふことにあると思うのです。それとの関係で、先ほど深海参考人は意見陳述の中で、環境、効率性、そして安定供給、この政策目標間のトリレンマが顕在化しているという言葉も使われました。

今、総合資源エネルギー調査会では、長期需給見通し、これを検討しているわけでありましてけれども、CO₂で日本が国際公約をしましたCO₂の削減目標を達成すること、この石油製品の需給を市場メカニズムに任せるといふことは、当然これは考慮されなくてはならないと思うわけなんです、まずこの点でのお考えと、またこの目標を達成していくためにはどういうことが必要になってくるのか。この二点、お二人の参考人にお聞きしたいと思います。

○深海参考人 今御質問いただきました点は、大変重要な、核心的な部分ではないかというふうに思うわけでございます。したがって、いわば市場の自由化を図るといふことは、効率性を増大させる、あるいは高コスト構造を是正するといふものがあるわけでございまして、長期エネルギー需給見通しの改定作業を今やっているわけでございます。

そこで、経済モデルを使って、原子力発電が二十基というようなものが今は十三基程度である、それからいろいろな可能性、今確実に実行できるものを入れて、二〇一〇年にコストミニマイゼーションという形でどうなるかということをやってみますと、実は、本来ならば一九九〇年のエネルギー消費あるいはCO₂排出量のレベルに戻すというのがエネルギー政策の今第一の目標になっているわけですが、炭素で二千万トンふえてしまふという結果になっております。これはなぜかといえ、現在の価格システムの中では安いエネルギーを当然使いますから、石炭の消費がふえてしまふ、こういう状況になっているわけでございます。

したがって、今御質問いただいたような意味で三つを何らかの形でコンシステントに、同時に達成していくという意味でいけば、ただ自由化をするというだけではなくて、何らかの形でそういうCO₂の、あるいは環境保全を達成するための措置を組み合わせていかなければならないというふうなことになるかと思うわけでございまして、きょう私が全体として話をさせていただきましたような意味で、この三つの目標を総合的に達成していくという形でどうすべきかというように意味でいいますと、非常に政策を総合的に推進していくことが必要ではないのかということが言いたいポイントでございます。

そのような意味でいえば、特に自由化をした場合に、私のメモの5のところに書いてあるわけですが、利用者としては価格低下によるメリットを受けるわけですが、セキュリティ上の問題もあると同時に、石油業界、先ほど体質が弱いという橋川参考人からの話がございましたけれども、競争が激化した中で考えますと、やはり収益性を確保できないとかいろいろなマイナス面が出てくる。そうすると、日本の石油産業、業界をどうすべきかというふうな意味でそのういった産業的な配慮も要るのではないかと思われるわけでございまして、総合的な政策と同時にそういうポイント

をあわせた形、ですから、総合的な、複雑な政策体系を考えざるを得ないのではないかと考えております。

○新井参考人 前段のお話につきましては、なかなかこれも難しい話といえますが、市場メカニズムというものにたえ得る部分といえますか、それを担保していく部分というのは、多分自己責任の部分でそれだけふえるということだと思えます。その部分が、日本はまだ未成熟な部分ではなからうかと思っております。

カリフォルニアのエネルギー自由化ですが、九六年の自由化法が成立するときには、もう環境学者も政治家も全部ござって、そこそそ大喜びで歓迎したわけですが、結果としてこうなるといふことでありまして、この点が問題かなというふうに思います。

それから、長期需給見通しですけれども、これはCOP6の合意形成がアメリカの脱落で完全になくなりまして、これをつくるというのはなかなか大変なことだというふうに思います。

○大森委員 次に、岡部参考人、橋川参考人にお聞きしたいのです。

先ほどの陳述の中でも、巨大メジャーと日本の企業との格差状況もお話があったわけなんです、今後完全自由化が進む中でこういう巨大メジャーが我が国の市場に進出すると、どういう状況が予想されるか。そういう中で、我が国の石油企業はそれに伍していくことができるかという点ですが、お聞きしたいと思えます。

○岡部参考人 メジャーの言によれば、あくまでも日本において投資はしておるけれども、日本の国内におけるルールの中でやるといふことですから、原油代をダンピングしてもうけているから、日本の中で市場のルールを無視してシェアをふやそう、そういうことではなくて、基本的には最強の競争力を持った市場が形成されていくという考え方で、彼らもそれなりの要するに効率化をしていく。ただ、有限会社をつくったりいろいろな形で、我々から見たらわかりにくい形をとるとい

うことについては、やや問題はございますけれども、あくまでもそういうことでございします。

ただ、こういうことがございます。先ほどアジア・プレミアムの問題がございましたけれども、それを別にいたしまして、日本においてはサウジの原油を買うよりもUAEとかクウェートの原油を買う方が、ネットバックとして十セントから三十セントぐらい基本的には割安でございます。それを私はサウジに問題提起をしました。それは日本における保険料だと言われたということ。そういう中で、サウジの油は基本的にはアジア・プレミアムより安い原油ということアメリカに取

り込んで、日本では、比較的の中では有利な、サウジの油ではないUAE等の油を仕入れることによって、結果的にグローバルで一番効率的な原油を調達しているといったような戦略はございますけれども、基本的にそれ以外のところでは、日本の中で今かいま見える戦略はない。あくまでも日本の中における競争である。しかし、外資的、アングロサクソンのですから、非常に市場の競争の形が厳しいということでは、それを冷徹に受けとめて我々も努力をしなければならぬ、そんな感じでございます。

○橋川参考人 私、経営史という歴史をやっている人間なんです、既に石油業界に関しては、貿易、資本の自由化の以前から、あるいは戦前からもう既にメジャーは日本に進出しているんだと思えます。

むしろ、今立てられている問題は逆でありまして、日本の会社が、石油会社にしても電力にしてもガスにしても、国境の壁の内側でしか活動していないというところに問題があって、今度の新しいスキームでは、国際企業としていかに日本の企業が変身していくのかということが問われているような気がいたします。

○大森委員 いずれにしろ、大変厳しい市場競争になるというお話もあったわけなんです、そういう中で、先ほどは千載一遇という言葉も出てまいりました。

そこで、新井参考人にもお聞きをしたいんですが、当時私も、事務局でありますけれども、一九七三年に国会に参りまして、ちょうどその折国会で、千載一遇、当時は一大流行語にもなりました。あわせて、退職物資の摘発とか売り惜しみというふうな言葉も当時は出てまいりました。そういうこともかつて経験したわけなんです、先ほど新井参考人の意見陳述の中で、ヨーロッパの昨年の石油危機に関連して、友人の方のお話として、日本でもそういうことが起こった二倍、三倍になっただろう、そういう規模の大変な状況がつくり出されたんじゃないかというお話がありました。

そこで、今回、石油業法の廃止という中で、日本ではこういうことは起こらない、そういう保証があるのか、日本がこのヨーロッパの教訓から学ぶべきものはあるのか、そこらのお話をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○新井参考人 そうなるなということはまず言える話ではありませんが、大事なことは、多分そうなり得る可能性がありまふよということの認識を国民がどこまで持っているかなということだと思います。

ちょっと長くなりますが、四、五年前ですが、EUの農業問題で、フランスで農民の物すごいストライキのようなものがありました。ちょうどあのときは、私、一カ月ばかりフランスをずっと回っているときでございました。高速道路で燃えている車や、バリケードが組まれていて車が立ちこちでぶつかっているというふうな非常な事態で、本当に私にとっては革命的な事態だったわけですが、国民性の違いといえますか、何といいますが、そういう形で比較的冷静に国民が受けとめている。

ところが日本では、この前お米がちょっと不作のときがありました。あのときにお米屋さんからお米がなくなってしまうというふうな、非常に日本人は過剰に反応するところがあるのではないかと私は思いますので、その辺のところ、何かが

起こったときの問題というのは若干心配という感じが正直いたします。

そのことを認識しながら、先ほど申し上げました自己責任の話と同じように、皆がしなければいけないんじゃないかならうか、こういうふうに思っております。

○大森委員 今回の石油公団法の改正で、既発見油田の資産買取なども対象になることになったわけなんです。これは岡部参考人にお聞きをしたいと思うのですけれども、先ほど陳述の中でもありましたが、私も、常識的にはそういう既発見油田で将来性有望なものについては簡単に手放さないんじゃないかという気がするわけなんです。具体的にはそういう適切なプロジェクトはあるのか、事業として可能性はあるかどうか、先ほど陳述にありましたけれども、重ねてお聞きをしたいと思っております。

○岡部参考人 これは言明ということではなくて、私の会社の経験においては、小さい油田ではそういう経緯はございました。しかしながら、大きなところで考えましたときには、メジャーが資金不足、技術不足を考えて日本をパートナーに選ぶとか、そういう問題についてはなかなか難しいのではないかと、そんな感じがいたします。

ただ、天然ガスにしましては、先ほどちょっと話が出ましたけれども、サハリンにしましては、むしろ日本勢、エクソン勢が入ることによって、対ロシアとの関係における一つのパワーもできて、それが現在進んでおるといふ状況はございますけれども、これはまた別の視点であらうというふうに思っております。

それでございますから、天然ガスが中心ではないかという感じがいたしますが、石油に関しても、基本的にはないような感じがいたしますけれども、やはりそういう問題が全くないとは言えないという状況を踏まえて、やはり公団の枠を広げた対応ということが必要であらう、そんなふうに思っております。

○大森委員 時間がありませんので、最後の質問

ですが、これはまた岡部参考人にお聞きしたいんです。

先日、当委員会での審議の中で私、ガソリンスタンドの問題を取り上げました。この中で、自由競争というのであれば、公正な競争と市場の透明性、こういうものをとりわけ自由化推進の中で確保することが必要じゃないかということで、エクソン・モービルがこれまで二社、三社に対して仕切り価格とその適用のルールを公表していた、いろいろな事情で最近中止になったわけですが、この際、元売各社がこういう仕切り価格とルールの公表、あるいは公正な価格競争を行う条件整備、そういうものが重要じゃないか、このことを差別対価あるいは不当廉売との関係で私は取り上げたわけなんです。この機会にぜひ岡部参考人のこの点での御意見をお聞かせいただきたいと思っております。

○岡部参考人 欧米と違っていて、日本の場合はかなりの部分が我々の経営体と流通経営体とが別組織であるということ、別経営であるということ。そして、どちらかといえば、流通の方は中小企業の経営という感じがする。そういう状況の中で、今回、自由化になりました後、我々も三万六千人おった人間を二万四千人、そしてスタンダード側も六万のスタンドの効率化を急ぎながら五五百カ所の閉鎖ということ、一カ所四人としますとやはり二万人ぐらいい。ということは、業界全体で三万人を超える雇用喪失という考え方の中で新しい事態に我々は努力をしておる状況でございます。

そんな中で我々、先ほど言いましたように、東南アジアの精製会社に勝てるだけの競争力をつけて、まずは競争力のある形の仕切りをルールを持って特約店の皆様に提示をする。特約店の皆様は、どちらかといえば今までガソリン中心の商売でございましたから、それだけに、例えば洗車だとか潤滑油だとかタイヤだとか、あるいは車検整備だとか、そういう問題に對しまして、法の緩和整備もございまして、現在必死にそういう問題に

も取り組んで、ガソリン独歩高の、ガソリン収益に偏重型から、バランスのとれた要素に収益構造に変えようと死に物狂いでございまして、それを我々も基本的には承知をし、受けとめて、やはりそれぞれのグループで基本的にはルールの透明化の中でやっておるつもりでございます。

ただ、現象的には、どうも軽油の脱税があつてみたり、あるいはガソリンの商売と軽油との商売の複合でなかったりというようにございまして、それぞれのSS、それぞれの特約店の経営体の中身によって苦しさの度合いが違つていこうと、これは、公正なルールの中で少なくとも市場形成に努めておるといふことは申し上げておきたいと思っております。

○大森委員 終わります。ありがとうございます。

○山本委員長 大島令子君。

○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

四人の参考人の方々には、貴重な意見を聞かせていただきました。ありがとうございます。まず、私は、岡部参考人に質問させていただきます。

石油の供給をほぼ全面的に海外に依存している我が国にとりまして、本法案によりまして市場原理にすべてをゆだねるということにしまして、私は問題も少なくないと考えております。そういう観点から、今後の業界の役割、それとどのような政策をやはり業界として求めていきたいか。もう一点は、石油公団の今後のあり方を含めて、日本の石油開発のあり方をどういふふうに岡部参考人の立場から考えているのか伺いたいと思っております。

○岡部参考人 これからはやはり、グローバルには、市場の力と環境問題への対応と技術革新という三つともえの中で経済は動いていく。そういうことになりましたと、我々ひとり石油業界が標準価格めいたものを、公定価格めいたものを持ってや

るといふことはどだい無理な話でございまして、あくまでも市場の原理、市場の力を利用して対応していく。

ただ、その市場が、行き過ぎて過熱したりライオンの顔をした市場ではなくて、しかし仏の顔をした市場でもない、人間の顔をした市場というのがどういふ形で形成されていくか。そのためには一つは、先ほどちょっと申し上げましたけれども、見える手としての政府と見えざる手としての市場の力というものが、全く政府の見える手というものがないうままにやるといふことは問題でございまして、そこには、統制とか規制ではない市場設定に対する考え方というものが底辺にあつておるべきであると思っております。

しかしながら、基本的にやはり市場原理でいかにざるを得ない状況の中で、先ほど申し上げましたが、海外から輸入する品物、原油が入つてきて我々がつくる、それから海外でつくつた品物が製品として入ってくる、基本的に性状も同じである、とすれば、そこでは競合関係があるわけでございますから、これには勝つ形で対応しなければならぬ。あとは、日本の中における市場形成の中で、スタンドが六万カ所が多過ぎるとか、なかにかいいますけれども、そこにはたくさんの中、小企業の方々もいらっしゃる状況の中で、ソフトランディング的に、やはり競争力のないところはある程度御辛抱いただきながら淘汰されていき、生き残るところについては、やはり頑張つただけの評価をいただいて依然として一つの流通機構の一翼を背負う。

こういう形になっていくことがベストな方向でございまして、私は、自律的な産業秩序の形成、そのためには石油業界の一円の重みは非常に大きい、一円というものは業界全体で二千五百億にも相当いたしますので、その大ききというものも主張しながら、一円の重み、自己責任原則、自律的な産業秩序の形成ということ、お互いがあうんの呼吸の中でそれぞれが対応していくならば、一つの秩序ある新しい収益構造というものが

できるものと確信いたしております。

それから、公団の問題でございすけれども、当社もちょっと関係はございすけれども、三百円の投資をして、ドル借りではなかったということ、現状日本経済が強く成って約百二十円になったというところでは借金も三倍になってしまった。それから、当時、先ほど言いましたけれども、アメリカでも見込んだ百ドルというふうにはいかないまでも、四十ドル、五十ドルを前提にしながら対応したということ。三番目には、この石油税という税金を財源としたしまして、税でありながら、開発段階、つまり原油が入らない段階からこれに、これはいろいろな経緯がございすけれども、金利がついた、しかもその金利が結構高かったということも含めて、そういう過去の二つの問題を背負っての現状の各開発会社の苦しさでございす。

しかしながら、現状の為替と現状の原油代をベースにいたしますと、そこそこの事業体制はしめていけるわけでございすから、少しでもやはり公団のバックアップ体制を活用しながら、やはり効率的な原油の開発ということについては全く皆無であってはならない。私は、少しでもやはり自主開発原油をかさ上げしていくことが必要である、そのために改めて公団のバックアップ体制を強調しておきたいと思ひます。

以上でございす。

○大島会委員 それでは、日本のエネルギー政策は今後どうあるべきかという広い視点に立った質問をさせていただきます。

二回のオイルショックを経験した日本は、エネルギーの安定的な供給エネルギーの安定的な確保エネルギー石油備蓄という、現実的な問題を抱えながら今までやってきたと私は考えております。しかし、地球温暖化問題への対応ということは極めて重要な問題であると先般の委員会でも大臣に質問させていただきました。エネルギーの源が石油だけではないということは、もう世界の共通認識に立っていると思ひます。

四名の参考人の方々に共通の質問をさせていただきます。

まず、E.U.は、地球環境問題と大きく関係する再生エネルギー源を総エネルギー消費に対して六から一〇％に増進させるとした白書を、COP3が開催された今から三年前の一九九七年十二月にE.U.は、再生可能エネルギー技術の潜在力が世界のエネルギー需要の五〇％を賄うことが可能であるとし、二〇二〇年に向けて具体的なアクションプログラムの実行に移っているわけなんです。

そういう観点から考えますと、本法案の改正が以上の問題をカバーできるかどうか。どういう考え方か、一点目、聞かせていただきたいと思ひます。

それと、二点目は、石油にかわる代替エネルギーは、四名の参考人の方々はそれぞれどういふものがあるかと考えていらっしゃるのか。

三点目、エネルギーの八〇％を輸入している我が国にとって、ライフスタイルを国民全体が変えていく発想とか、いわゆる経済発展エネルギーを大量消費という時代から、エネルギーを余り使用しない形の産業の振興も可能ではないか。例えば、食料の自給率が今三五％なんです。輸入という点もまたエネルギーの消費でございすので、自給率を高めるとか、そういう観点も必要だと思ひます。しかし、この資料にございすエネルギーの項目ですと、一九九九年度は、産業で四九％、民生、家庭業務で二六・一％、運輸、これは乗用車、貨物で二四・九％なんです。二十年後のエネルギーの消費の構成比は、産業が四四・四％と五％ほどしか下がっておりません。民生は三二・二％で、七％ほど上がっておりまして、運輸は二三・二％です。一・五％下がっているわけでございす。

こういうふうな総合的な観点から以上三つの質問をさせていただきます。法案審議の参考にさせていただきます。

たします。

○深海参考人 それぞれ非常に大きな問題です。で、答えるに時間を超過してしましますので、端的に申し上げたいと思ひます。

第一点でございすけれども、これは、法案の改正趣旨にもございすように、石油の安定的供給確保のための石油備蓄法等の一部を改正するといふわけでございまして、いわば石油ないしは天然ガスを含めて、そういう限られたエネルギー、特定のエネルギーについて、しかも自由化、規制緩和した場合に、例えばエネルギーセキュリティ、安定供給を確保等々という側面はどうトレードオフの関係は是正するかという限られた法案でございすので、これだけで、今大島先生が指摘されたような意味での全体的なエネルギー問題に対応することはできない。やはり限定された意味を持っているというのが一つでございす。

それから、石油代替エネルギーとしてどうかというところでございす。これも、一体どれくらいタイムフレームというか、時間的な長さを持ってということになろうかと思ひます。当面、石油と天然ガス、化石燃料の問題もございすし、それから、できれば自然エネルギー、再生可能エネルギーというふうなものでございす。これもコストあるいは技術開発の点で、二〇一〇年というふうな短期ではなかなか難しいのではないかと。

私は、エネルギーがどうなるかということ、一世紀後とか二世紀後という意味で言え、やはり水素経済に移行するようになろうといふふうな思っております。今度は水素はどこからとってくるのかというところになるわけで、これは太陽光発電とかあるいは太陽エネルギーを利用して、水の電気分解で水素が得られるというふうな形が究極的な到達点だろうと思ひますが、それに至るまでには非常に長い時間がかかるというふうな思っております。

それから、ライフスタイルとの関連で、今後ど

うなっていくのかということの問題でございす。が、やはりこれは一つだけ大島先生に申しわけなのですが、日本だけで考えることができるのかというところ。日本は産業構造を高度化し、いわばエネルギー多消費産業、基幹産業みたいなものをアジアやその他のトランスファードしても、アジアが今度は効率的に利用できて、地球全体としてどうかというふうな問題がございすので、そういう意味で、有効利用、節約等々、あるいは省エネ技術をいかに開いていく等々というふうな日本の将来展望をやはり大きな世界の枠組みの中で考えて、今おっしゃったような意味で、省エネあるいは経済成長、経済発展とエネルギーとの結びつきをできるだけ緩めていくというふうな、これは長期になるわけでございす。そういう形で基本的には対応していくべきだと考えております。

○橋川参考人 再生エネルギーをふやすこと、ライフスタイルを変えること、一般論としては賛成なのでありますが、先ほどからここで議論になっているように、時間の問題というのがあると思ひます。

もし我々がこの法案をめぐって、ターゲットとしている時間が十年だとすると、それだけにかけろのでは問題は解決しないのではないかと。私は、この十年間で、もし今の温暖化の問題あるいはエネルギーセキュリティの問題を考えますと、ターゲットとして浮かび上がってくるのはむしろ天然ガス。E.U.から学ぶべきことは、ロシア及びアルジェリアから、二つの供給源からパイプラインをくまなく張って、日本の大体倍ぐらいの天然ガス依存度であるというふうな点の方が、現実的な目標としては重要なのではないかと。いふふうに考えます。

○新井参考人 最初の御質問も多分新エネルギーはどうなるかということだと思ひますが、大いに期待したいというふうには思ひますけれども、私は若干気になりますのは、新エネルギーが取り上げられるときに、どれほど多くても三％とか

四％とかというレベルの話が、残りの九十何％かの話と置きかえられてしまつて議論されまふと、根幹のところがおかしくなるかなというふうに思つております。

それから、石油にかわるエネルギーとして最も期待できるもの、いろいろありますし、日本の場合は、やはり陳腐ではあります、できるだけ多くのエネルギーを多様に使つていくということだと思ふのです。特に気になりますのは、この前のWECの報告を見ましたところ、世界では十億人の人が商業エネルギーを使つていないという現実があるわけで、先進国の日本としてもある程度、原子力を含め先端的なエネルギーを使つていかなければいけないかと思ひます。

それから、需要構造につきましてはこれからやはり電力化がどんどん進むのだらう。IT化がありますし、高齢社会化も電力を必要としますし、その点を十分考へておくことが必要かというふうに思ひます。

以上です。

○岡部参考人 一つは、新エネルギーに対する問題でございすけれども、実は、世界一の風力発電のドイツでございすけれども、現在六百十万千瓦ワットで日本は八万三千キロワットしかない。約七十倍の風力を誇つておりますけれども、そのために、ある地域における電力会社が、それをつくつた人から高い値段で買ひ取るることによつて補助金が出る、それがその電力会社の地区ではもたないということで、全国で法律を変えることによつて、風力発電に対してある補助金的な高い値段で買ひ取ることを考へるようにした。

といったようなことも含めて、この新エネルギーの問題というのは、時間とコストと技術、その三つともえの問題なくしてはいかないという状況の中で、現在の長期見通しでも、わずか一％のものが二％にいくかどうかということとございまして、非常にオーダーの小さい問題がこの十年の問題としてはある。二十年、三十年といけば、相当可能性というものが、知恵を出していけばいい

うふうに思ひますけれども、現状はそういうこととございす。

我が石油業界といたしましては、コジェネという形での熱電、熱と電力とを併用しながらの供給というのを考へる省エネの問題とか、あるいは燃料電池の問題で、特に定置型の燃料電池については、それぞれで研究を進めておる。いわゆる移動型の燃料電池という問題については、メジャーも含めて、いろいろな考へ方がございまして、我々としては、インフラのあるガソリンスタンドを利用しながらの燃料電池供給体制の方向に行くことを願ひながら、議論もし、検討もしておるところでございす。

それから、環境問題からの視点でございすけれども、今回の法律が改正された後、基本的には、今回はあくまでも石油に限定した問題で、わずかに公団問題としての天然ガス問題があるだけだということとございすから、あくまでも、石油も含めて、エネルギー全体の問題ということになりますと、先ほど深海先生がおっしゃいましたように、現在長期エネルギーを見通しつづつていす。

ただ、そんな中で、残念ながら、基準という形で現在持つております計画というものは、原子力発電が二十基ができない、十三基にする。それから、石油と石炭を考へたときには、石油を一といたしますと、一・三倍の炭酸ガスが出るのだけれども、限界的な効率を考へれば、つまり、設備をつくれれば石油の方が設備が安いという問題がございすけれども、現状の設備の活用を考へれば石炭の方が割安であるということと、まず、効率をベースに置けば、どうしても一・三倍の炭酸ガスの石炭が中心にならざるを得ない。

そんな形で、まずは基準的な長期計画をつくつて、そこからCOP6の行方を見ながら炭酸ガス問題に対する対応ということと、日本のエネルギーベストミックスを、今度は対策つきという格好で考へていくステップになるのであらう、このように思つております。

それから、最後になりましたけれども、そういう状況の中で、エネルギーのベストミックスの問題が非常に大事でございすけれども、今ライフスタイルの問題がございすましたが、やはり国民一人一人が環境問題に対する意識の高揚ということ考へていかなければならないということ、そのためにどうするかということも、一つ国の指導力としてあるのではないか、そんなふうにも思つておるところでございす。

○大島(令)委員 どうもありがとうございます。

○山本委員長 これにて参考人に対する質疑は終りました。

この際、参考人各位に一言御礼を申し上げます。

参考人の皆様には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

次回は、明十一日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

平成十三年四月十九日印刷

平成十三年四月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局